

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第8回会議付属資料(その2)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	公共的団体等の取扱い			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		分 科 会 名	
調 整 方 針	公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。						
分 類	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	備 考		
住民活動関係	西条市連合自治会	東予市連合自治会	丹原町区長会	小松町連合自治会			
交通・防犯関係	西条地区交通安全推進協議会		丹原町交通安全推進協議会	小松町交通安全推進協議会			
	西条市交通安全母の会連合会	東予市交通安全母の会連合会	丹原町交通安全母の会連絡協議会	小松町交通安全母の会			
		東予市防犯協会	丹原町防犯協会	小松町防犯協会			
環境関係	西条食品衛生協会	周桑食品衛生協会	周桑食品衛生協会	周桑食品衛生協会			
福祉関係	西条市民生児童委員協議会	東予市民生児童委員協議会	丹原町民生児童委員協議会	小松町民生児童委員協議会			
	西条市社会福祉協議会	東予市社会福祉協議会	丹原町社会福祉協議会	小松町社会福祉協議会	社会福祉法第 107 条により統合が必要		
	愛媛県遺族会西条市支部	愛媛県遺族会東予市支部	丹原町戦没者遺族会	小松町遺族会			
	西条市傷痍軍人会	東予市傷痍軍人会	丹原町傷痍軍人会	小松町傷痍軍人会			
	西条市傷痍軍人妻の会	東予市傷痍軍人妻の会	丹原町傷痍軍人妻の会	小松町傷痍軍人妻の会			
	軍人軍属恩欠者全国連盟愛媛恩欠連西条支部		旧軍人軍属恩給欠格者丹原町支部				
	愛媛県人権対策協議会西条支部	愛媛県人権対策協議会東予市支部	愛媛県人権対策協議会丹原支部				
	西条市老人クラブ連合会	東予市老人クラブ連合会	丹原町老人クラブ連合会	小松町老人クラブ連合会			
	社団法人西条市シルバー人材センター	社団法人東予市シルバー人材センター	丹原町ミニシルバー人材センター	小松町シルバーゆう			
	西条市中心身障害者団体連絡協議会			小松町身体障害者扶相会			
		東予市身体障害者協議会	丹原町身体障害者共栄会				
	視力障害者協会	東予市視力障害者協会					
	聴覚言語障害者協会	東予市ろうあ協会					
	難聴者協会						
	肢体不自由児者父母の会	東予・周桑肢体不自由児（者）父母の会	東予・周桑肢体不自由児（者）父母の会	東予・周桑肢体不自由児（者）父母の会			
	白十字会						
	腎臓病患者友の会						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		公共的団体等の取扱い		細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名			分 科 会 名
調 整 方 針							
分 類	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	備 考		
福祉関係	手をつなぐ育成会	東予周桑手をつなぐ育成会	東予周桑手をつなぐ育成会	東予周桑手をつなぐ育成会			
	自閉症児親の会						
	クローバーの会						
	さくら家族会	精神障害者家族会「いしづち会」	精神障害者家族会「いしづち会」	精神障害者家族会「いしづち会」			
			公立周桑病院つくし家族会	公立周桑病院つくし家族会			
		東予市地域活動連絡協議会	丹原町ともしび母親クラブ連絡協議会	小松町地域活動連絡協議会			
	西条市V Y S 連合協議会	東予市・周桑郡V Y S 連合協議会	東予市・周桑郡V Y S 連合協議会	東予市・周桑郡V Y S 連合協議会			
	西条市母子寡婦福祉連合会	東予市母子寡婦福祉連合会	丹原町母子寡婦福祉会	小松町母子寡婦福祉会			
保健医療関係	西条市医師会	周桑医師会	周桑医師会	周桑医師会			
	愛媛歯科医師会西条支部	愛媛歯科医師会東予・周桑支部	愛媛歯科医師会東予・周桑支部	愛媛歯科医師会東予・周桑支部			
	西条市健康づくりボランティア協議会(さいあい会)	東予市保健栄養推進協議会	丹原町食生活改善推進協議会	小松町保健栄養推進協議会			
農林水産関係	西条市農業協同組合	周桑農業協同組合	周桑農業協同組合	周桑農業協同組合			
	東予園芸農業協同組合	東予園芸農業協同組合	東予園芸農業協同組合	東予園芸農業協同組合			
	新居宇摩農業共済組合	東予農業共済組合	東予農業共済組合	東予農業共済組合			
	西条市地域営農推進協議会	東予市営農指導協議会	丹原町営農指導協議会	小松町営農指導協議会			
	西条市農家生活改善実行グループ連絡研究会	東予市生活改善実行グループ連絡協議会	丹原町生活改善実行グループ連絡協議会				
	西条市農業者協議会	東予市青年農業者連絡協議会	丹原町青年農業者連絡協議会	小松町青年農業者連絡協議会			
	西条市森林と緑の推進協議会	東予市森林と緑の推進協議会	丹原町森林と緑の推進協議会	小松町森林と緑の推進協議会			
	新居森林組合	周桑森林組合	周桑森林組合	周桑森林組合			
	西条漁業協同組合 西条市ひうち漁業協同組合 西条市禎瑞漁業協同組合	壬生川漁業協同組合 河原津漁業協同組合 多賀漁業協同組合 吉井漁業協同組合					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	公共的団体等の取扱い			細 項 目			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		分 科 会 名	
調 整 方 針							
分 類	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	備 考		
農林水産関係	加茂川漁業協同組合			加茂川漁業協同組合			
		大曲川漁業協同組合	大曲川漁業協同組合				
	中山川漁業協同組合	中山川漁業協同組合	中山川漁業協同組合	中山川漁業協同組合			
	土地改良区(15 団体)	土地改良区(16 団体)	土地改良区(3 団体)	土地改良区(10 団体)			
商工観光関係	西条商工会議所	東予市商工会議所	丹原町商工会	小松町商工会			
	西条市観光協会	東予市観光協会	丹原町観光協会	小松町観光協会			
港湾関係	東予港(西条地区)管理協議会	東予市海事振興会					
教育関係	西条文化協会	東予市文化協会	丹原町文化協会	小松町文化協会			
			丹原町連合青年団				
	西条市 P T A 連合会	東予市 P T A 連合会	丹原町小中学校 P T A 連絡協議会	小松町 P T A 連絡協議会			
	西条市連合婦人会	東予市連合婦人会	丹原町連合婦人会	小松地区婦人会 石根地区婦人会			
	西条市婦人団体連絡協議会			小松町女性団体連絡協議会			
		東予市愛護班連絡協議会	丹原町愛護班連絡協議会	小松町愛護班連絡協議会			
	西條史談会	東予史談会		小松史談会			
		郷土芸能保存会		小松町郷土芸能保存会			
	西条市スポーツ少年団	東予市スポーツ少年団	丹原町スポーツ少年団連絡協議会	小松町スポーツ少年団			
	財団法人西条市体育協会	東予市体育協会	丹原町体育協会	小松町体育協会			
	愛媛県同和教育協議会西条支部	東予市同和教育協議会	丹原町同和教育協議会	小松町同和教育協議会			

公共的団体等の取扱いに関する法令

○ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

(公共的団体等の監督)

第 157 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

(第 3 項 第 4 項 省略)

〔解説〕

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくともよい。

「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

(行政実例 昭和 24 年 1 月 13 日、昭和 34 年 12 月 16 日)

○ 市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)

(国、都道府県等の協力等)

第 16 条 (第 1 項～第 7 項 省略)

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

先例地の事例

〔西東京市〕

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

2 市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

2 市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。

2 市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

2 市独自の団体は、現行のとおりとする。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

4 市町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。

統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。

〔南宇和合併協議会〕

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。

1 ．国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等を基に、そのあり方に協議していくものとする。

2 ．新町との一体性を保つため、合併時に統合したほうがよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

3 ．独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（補助金総括表）

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助
調 整 方 針	補助金・交付金等（団体運営補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 １ ２市２町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 ２ ２市２町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 ３ 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。			
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容
愛媛県更生保護会事業費補助金	愛媛県更生保護会活動事業費補助金	愛媛県更生保護会事業費補助金	愛媛県更生保護会事業費補助金	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（Ｐ．１０参照）
西条地区保護司会補助金	東予周桑地区保護司会活動補助金	東予周桑地区保護司会補助金	東予周桑地区保護司会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１０参照）
	東予市保護司会活動事業補助金	東予周桑地区保護司会丹原分区補助金	東予周桑地区保護司会小松分区補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１０参照）
	東予市更正保護婦人会補助金		小松町更正保護婦人会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１０参照）
愛媛県人権擁護委員連合会補助金	愛媛県人権擁護委員連合会負担金	愛媛県人権擁護委員連合会補助金	愛媛県人権擁護委員連合会負担金	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（Ｐ．１１参照）
西条市連合自治会運営費補助金 校区(地区)連合自治会運営費補助金	東予市連合自治会活動事業補助金	区長会研修補助金 区長会活動補助金	自治会活動報償金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１１参照）
西条地区交通安全推進協議会補助金				・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１１参照）
西条市交通安全母の会連合会補助金	東予市交通安全母の会連合会補助金	丹原町交通安全母の会連絡協議会補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１２参照）
婦人交通指導員設置費補助金	周桑交通安全協会負担金	周桑交通安全協会負担金	周桑交通安全協会負担金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１２参照）
	周桑交通安全協会東予市連絡協議会補助金		周桑交通安全協会支部補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１２参照）
	東予市防犯協会活動費補助金	丹原町防犯協会活動費補助金	東予地区防犯協会支部補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１２参照）
西条地区防犯協会補助金	東予地区防犯協会負担金	東予地区防犯協会負担金	東予地区防犯協会負担金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１２参照）
自主防災組織補助金				・新たに制度を創設する。 調整方針説明資料（Ｐ．１３参照）
防火クラブ補助金		防火クラブ補助金		・新たに制度を創設する。 調整方針説明資料（Ｐ．１３参照）
西条市消防まとい会	東予市纏会補助金補助金	丹原町消防団ＯＢ会		・新市移行後、速やかに廃止の方向で調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１３参照）
西条市少年婦人防火委員会補助金	周桑地区幼少年婦人防火委員会	周桑地区幼少年婦人防火委員会	周桑地区幼少年婦人防火委員会	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１３参照）
西条市危険物安全協会補助金				・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１３参照）
西条食品衛生協会補助事業補助金	周桑食品衛生協会補助事業補助金	周桑食品衛生協会負担事業	周桑食品衛生協会負担事業	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （支払費目は、新市移行後、速やかに調整する。） 調整方針説明資料（Ｐ．１４参照）
	東予市赤十字奉仕団活動事業補助金			・ボランティア育成事業の中の一つの事業として、他事業に統合し、助成する方向で、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１５参照）
	ボランティアセンター事業補助金			・新市移行後速やかに、東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１５参照）
西条市まちづくりボランティア基金補助金				・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１５参照）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（補助金総括表）

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助
調 整 方 針				
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容
西条市民生児童委員協議会活動費補助金	民生児童委員協議会活動事業補助金	丹原町民生児童委員協議会県外視察研修事業補助金	一般事業予算で対応	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 5 参照 ）
西条市社会福祉協議会事業補助金	東予市社会福祉協議会事業補助金	丹原町社会福祉協議会事業補助金	小松町社会福祉協議会補助金	・合併時に調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 5 参照 ）
愛媛県遺族会西条市支部補助金	愛媛県遺族会東予市支部活動事業補助金	丹原町戦没者遺族会援護等事業補助金	小松町遺族会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 6 参照 ）
西条市傷痍軍人会・西条市傷痍軍人妻の会補助金	東予市傷痍軍人会活動事業補助金	丹原町傷痍軍人会・同妻の補助金	小松町傷痍軍人会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 6 参照 ）
軍人軍属恩欠者全国連盟愛媛恩欠連西条支部補助金		旧軍人軍属恩給欠格者丹原町支部活動事業補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 6 参照 ）
愛媛県同和対策協議会西条支部補助金	愛媛県人権対策協議会東予市支部運営事業補助金	愛媛県人権・同和対策協議会丹原支部育成費補助金		・同和対策協議会の合併状況を見て、新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 6 参照 ）
愛媛県企業連合会市町村分担金	愛媛県企業連合会負担金	愛媛県企業連合会補助金	愛媛県同和企業連合会負担金	・愛媛県企業連合会の状況を見て、新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 6 参照 ）
愛媛県企業連合会西条支部運営費補助金		愛媛県企業連合会丹原支部育成補助金		・愛媛県企業連合会の状況を見て、新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 7 参照 ）
		湯谷口老人クラブ補助金		・ボランティア育成事業の中の一つの事業として、他事業に統合し、助成する方向で、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 7 参照 ）
		丹原生活文化女性塾補助金		・ボランティア育成事業の中の一つの事業として、他事業に統合し、助成する方向で、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 7 参照 ）
老人クラブ連合会育成事業補助金	東予市老人クラブ連合会育成事業補助金	丹原町単位老人クラブ活動事業補助金	小松町老人クラブ連合会活動事業補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 8 参照 ）
シルバー人材センター運営費補助金	東予市シルバー人材センター事業補助金	丹原町ミニシルバー人材センター事業補助金	小松町シルバーゆう運営事業費補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 8 参照 ）
視力障害者協会補助金	東予市視力障害者協会活動事業補助金			・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 9 参照 ）
・聴覚言語障害者協会補助金 ・難聴者協会補助金	東予市ろうあ協会育成事業補助金			・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 9 参照 ）
肢体不自由児者父母の会補助金	東予・周桑肢体不自由児(者)父母の会活動事業補助金	東予・周桑肢体不自由児(者)父母の会活動事業補助金	東予周桑肢体不自由児父母の会補助金	・新市移行後、速やかに調整する 調整方針説明資料（ P . 1 9 参照 ）
白十字会補助金				・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 9 参照 ）
腎臓病患者友の会補助金				・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 1 9 参照 ）
	東予市身体障害協議会活動事業補助金	障害者団体育成補助金	小松町身体障害者扶相会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 0 参照 ）
手をつなぐ育成会補助金	東予周桑手をつなぐ育成会活動事業補助金	東予周桑手をつなぐ育成会活動事業補助金	東予周桑手をつなぐ育成会活動事業補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 0 参照 ）
自閉症児親の会補助金				・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 0 参照 ）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（補助金総括表）

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助
調 整 方 針					
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
クローバーの会補助金				・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 0 参照）	
精神障害者地域家族会補助金	精神障害者家族の会助成事業補助金	精神障害者家族の会助成事業補助金	いしづち会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 0 参照）	
〇〇ともしび母親クラブ活動事業補助金 （ 6クラブ）	〇〇ともしび母親クラブ活動事業補助金 （ 9クラブ）	ともしび母親クラブ活動事業補助金 （ 7クラブ）	〇〇ともしび母親クラブ活動補助金 （ 3クラブ）	・丹原町の上乗せ補助については、新市移行後速やかに 廃止する方向で調整する。 その他は現行のとおりとする 調整方針説明資料（ P . 2 1 参照）	
西条市 V Y S 連絡協議会並びに活動補助金		東予市・周桑郡 V Y S 連合協議会補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 1 参照）	
母子寡婦福祉事業補助金	母子寡婦福祉事業補助金	母子寡婦福祉会補助金	母子福祉会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 1 参照）	
ボランティア協議会補助金	東予市保健栄養推進協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	保健栄養推進協議会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 2 参照）	
		母子愛育班補助金		・新市移行後、速やかに廃止の方向で調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 2 参照）	
新居宇摩農業共済組合補助金	東予農業共済組合補助金	東予農業共済組合補助金	東予農業共済組合補助金	・ 2 団体の補助基準に相違があるため、新市移行後速や かに統一化を図るよう調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 3 参照）	
米消費拡大事業費補助金	米消費拡大事業費補助金	米消費拡大事業費補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 3 参照）	
	東予市生活改善実行グループ連絡協議会活動 事業補助金	生活改善グループ補助金 農産加工品等直販事業補助金	農産加工研究グループ補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 3 参照）	
		ふるさとの味研究会補助金	小松町資源活用講座補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 4 参照）	
・西条市農業者協議会補助金 ・西条農業技術者連絡協議会補助金 ・西条地区農業改良普及事業推進協議会補助金	・東予市青年農業者連絡協議会補助金 ・周桑青年農業者連絡協議会補助金 ・東予市営農指導協議会補助金 ・愛媛たばこ耕作組合庄内支部補助金	・丹原町青年農業者連絡協議会補助金 ・周桑青年農業者連絡協議会補助金 ・丹原町営農指導協議会補助金 ・周桑青年農業者 O B 会補助金	・青年農業者連絡協議会補助金 ・周桑青年農業者連絡協議会補助金 ・小松町営農指導協議会補助金 ・周桑青年農業者 O B 会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 4 参照）	
	緑の少年隊育成補助金	緑の少年隊育成補助金	緑の少年団育成補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 5 参照）	
		林業研究グループ育成補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 5 参照）	
			猟友会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 5 参照）	
	東予市漁業協同組合連合協議会補助金			・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 6 参照）	
西条市漁協合併推進協議会	東予市漁協合併推進協議会補助金			・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 6 参照）	
	東予市青年漁業者連絡協議会補助金			・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 6 参照）	
西条市土地改良連合協議会補助金	東予市土地改良区協議会補助金	丹原町土地改良区補助金	小松町土地改良協議会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 7 参照）	
西条商工会議所補助金	東予市商工会議所補助金	丹原町商工会補助金	小松町商工会補助金	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 8 参照）	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（補助金総括表）

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助
調 整 方 針					
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
		商工青年部育成補助金	後継者対策補助金	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 8 参照）	
		商工会女性部育成補助金		・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 8 参照）	
愛媛県宅地建物取引業協会西条支部補助金				・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 8 参照）	
	東予手すき和紙振興会補助金			・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 8 参照）	
西条商店街まちづくり協議会補助金		丹原町商店連盟補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 9 参照）	
		丹原商店街振興対策協議会補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 9 参照）	
西条地域労働者福祉協議会助成金	東予市労働者福祉協議会補助金	丹原町労働者福祉協議会補助金	東予市周桑地域労働者福祉協議会補助金	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 9 参照）	
		丹原町勤労者協議会補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 9 参照）	
			小松町勤労者福祉協議会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 2 9 参照）	
西条市観光協会補助金	東予市観光協会補助金	丹原町観光協会補助金	小松町観光協会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 0 参照）	
	東予市農業者年金連絡協議会補助金			・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 1 参照）	
	東予市緑を守り育てる会補助金			・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（ P . 3 2 参照）	
道路愛護団体補助金				・新市移行後速やかに、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 3 参照）	
東予港(西条地区)管理協議会補助金	東予市海事振興会補助金			・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 3 参照）	
	東予港整備促進期成同盟会補助金			・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 3 参照）	
西条市小学校体育連盟補助金	東予周桑小学校体育連盟補助金	東予周桑小学校体育連盟補助金	東予周桑小学校体育連盟補助金	・現行のとおりとするが、一人当りの単価については、 新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 4 参照）	
西条市中学校体育連盟補助金	東予周桑中学校体育連盟補助金	東予周桑中学校体育連盟補助金	東予周桑中学校体育連盟補助金	・現行のとおりとするが、一人当りの単価については、 新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 4 参照）	
	東予周桑学校体育会補助金	東予周桑学校体育会補助金	東予周桑学校体育会補助金	・新市移行後、速やかに廃止の方向で調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 4 参照）	
いじめ・不登校対策委員会運営事業補助金		いじめ不登校対策協議会運営事業	いじめ不登校対策事業	・新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 4 参照）	
青少年健全育成地区組織実践活動補助金				・新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 5 参照）	
西条文化協会活動費補助金	文化協会補助金	丹原町文化協会補助金	小松町文化協会補助金	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 6 参照）	
P T A 活動費補助金	P T A 連合会補助金	社会教育団体(P T A)活動費補助金	P T A 連絡協議会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 6 参照）	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（補助金総括表）

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助
調 整 方 針					
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
連合婦人会補助金	連合婦人会補助金	社会教育団体(婦人会)活動費補助金	婦人会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３６参照）	
婦人団体連絡協議会			女性団体連絡協議会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３６参照）	
西条市ボーイスカウト育成会活動費補助金	ボーイスカウト育成会補助金	ボーイスカウト丹原第一団カブスカウト活動費補助金		・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３７参照）	
	愛護班連絡協議会補助金	愛護班活動費補助金	愛護班活動費補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３７参照）	
		社会教育団体(青年団)活動費補助金		・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３７参照）	
財団法人愛媛民芸館運営費補助金				・現行のとおりとする。 調整方針説明資料（Ｐ．３７参照）	
西条市スポーツ少年団補助金	東予市スポーツ少年団補助金	丹原町スポーツ少年団連絡協議会補助金	小松町スポーツ少年団補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３８参照）	
財団法人西条市体育協会一般活動費補助金	東予市体育協会一般活動費補助金	丹原町体育協会補助金	小松町体育協会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３８参照）	
愛媛県同和教育協議会西条支部補助金	東予市同和教育協議会補助金	丹原町同和教育協議会補助金	小松町同和教育協議会補助金	・新市移行後、速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．３９参照）	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名			専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会
調 整 方 針	補助金・交付金等（団体運営補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 １ ２市２町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 ２ ２市２町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 ３ 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。					
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
単独補助 によるもの	補助金名 愛媛県更生保護会事業費補助金 目 的 愛媛県更生保護会における更生保護事業の充実発展を図ることを目的とする。 対象・団体名 愛媛県更生保護会 平成１３年度実績 ５８,６７７円 平成１４年度予算 ５９,０７８円	補助金名 愛媛県更生保護会活動事業補助金 目 的 愛媛県更生保護会における更生保護事業の充実発展を図ることを目的とする。 対象・団体名 愛媛県更生保護会 平成１３年度実績 ３４,０００円 平成１４年度予算 ３４,０００円	補助金名 愛媛県更生保護会事業費補助金 目 的 愛媛県更生保護会における更生保護事業の充実発展を図ることを目的とする。 対象・団体名 愛媛県更生保護会 平成１３年度実績 １４,０６７円 平成１４年度予算 １５,０００円	補助金名 愛媛県更生保護会事業費補助金 目 的 愛媛県更生保護会における更生保護事業の充実発展を図ることを目的とする。 対象・団体名 愛媛県更生保護会 平成１３年度実績 １０,１５６円 平成１４年度予算 １０,１４９円	現行のとおりとする。	
単独補助 によるもの	補助金名 西条地区保護司会補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 西条地区保護司会 平成１３年度実績 ８８５,２８５円 平成１４年度予算 ８８８,２８５円	補助金名 東予周桑地区保護司会活動補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 東予周桑地区保護司会 平成１３年度実績 １００,０００円 平成１４年度予算 １００,０００円	補助金名 東予周桑地区保護司会補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 東予周桑地区保護司会 平成１３年度実績 ４５,０００円 平成１４年度予算 ４５,０００円	補助金名 東予周桑地区保護司会補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 東予周桑地区保護司会 平成１３年度実績 ３０,０００円 平成１４年度予算 ３０,０００円	新市移行後、速やかに調整する。	
単独補助 によるもの		補助金名 東予市保護司会活動事業補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 東予市保護司会 平成１３年度実績 ２２５,０００円 平成１４年度予算 ２２５,０００円	補助金名 東予周桑地区保護司会丹原分区補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 東予周桑地区保護司会丹原分区 平成１３年度実績 ２００,０００円 平成１４年度予算 ２００,０００円	補助金名 東予周桑地区保護司会小松分区補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 東予周桑地区保護司会小松分区 平成１３年度実績 ４０,０００円 平成１４年度予算 ５０,０００円	新市移行後、速やかに調整する。	
単独補助 によるもの		補助金名 東予市更正保護婦人会補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 東予市更正保護婦人会 平成１３年度実績 ５４,０００円 平成１４年度予算 ５４,０００円		補助金名 小松町更正保護婦人会補助金 目 的 更生保護活動を行う団体に対し補助金の交付を行う。 対象・団体名 小松町更正保護婦人会 平成１３年度実績 ２０,０００円 平成１４年度予算 ２０,０００円	新市移行後、速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助	
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 総務分科会
調 整 方 針						
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
単独補助 によるもの	補助金名 愛媛県人権擁護委員連合会補助金 目 的 県人権擁護委員連合会運営費補助 対象・団体名 愛媛県人権擁護委員連合会 平成１３年度実績 4 1 0 , 7 3 9 円 平成１４年度予算 4 1 3 , 5 4 6 円	負担金名 愛媛県人権擁護委員連合会負担金 目 的 県人権擁護委員連合会運営費負担 対象・団体名 愛媛県人権擁護委員連合会 平成１３年度実績 2 3 7 , 3 9 8 円 平成１４年度予算 2 3 6 , 3 5 5 円	補助金名 愛媛県人権擁護委員連合会補助金 目 的 県人権擁護委員連合会運営費補助 対象・団体名 愛媛県人権擁護委員連合会 平成１３年度実績 9 9 , 1 4 8 円 平成１４年度予算 9 8 , 4 6 9 円	負担金名 愛媛県人権擁護委員連合会負担金 目 的 県人権擁護委員連合会運営費負担 対象・団体名 愛媛県人権擁護委員連合会 平成１３年度実績 7 1 , 3 4 4 円 平成１４年度予算 7 1 , 0 9 2 円	現行のとおりとする。	
単独補助 によるもの	補助金名 西条市連合自治会運営費補助金 校区(地区)連合自治会運営費補助金 目 的 住民福祉の増進 対象・団体名 西条市連合自治会 校区(地区)連合自治会 西条市連合自治会運営費補助金 平成１３年度実績 4 2 0 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 4 2 0 , 0 0 0 円 校区(地区)連合自治会運営費補助金 平成１３年度実績 9 5 3 , 9 5 0 円 平成１４年度予算 9 5 4 , 0 0 0 円	補助金名 東予市連合自治会活動事業補助金 目 的 住民福祉の増進 対象・団体名 東予市連合自治会 平成１３年度実績 9 4 6 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 9 4 6 , 0 0 0 円	補助金名 区長会研修補助金 区長会活動補助金 目 的 自治組織の運営の充実 地域活動の推進 対象・団体名 丹原町区長会 区長会研修補助金 平成１３年度実績 1 , 2 3 5 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 1 , 6 8 0 , 0 0 0 円 区長会活動補助金 平成１３年度実績 3 0 0 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 3 0 0 , 0 0 0 円	名 称 自治会活動報償金 目 的 住民福祉の増進 対象・団体名 小松町連合自治会・単位自治会 平成１３年度実績 2 , 7 3 4 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 2 , 8 1 5 , 0 0 0 円	新市移行後、速やかに調整する。	
単独補助 によるもの	補助金名 西条地区交通安全推進協議会補助金 目 的 西条地区交通安全推進協議会運営費 への補助 対象・団体名 西条地区交通安全推進協議会 平成１３年度実績 8 4 1 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 8 4 1 , 0 0 0 円		名 称 丹原町交通安全推進協議会 補助金なし	名 称 小松町交通安全推進協議会 補助金なし	新市移行後、速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	総務分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市交通安全母の会連合会補助金 目 的 西条市交通安全母の会連合会運営費への補助 対象・団体名 西条市交通安全母の会連合会 平成１３年度実績 ８４,０００円 平成１４年度予算 ８４,０００円	補助金名 東予市交通安全母の会連合会補助金 目 的 東予市交通安全母の会連合会運営費への補助 対象・団体名 東予市交通安全母の会連合会 平成１３年度実績 ５４,０００円 平成１４年度予算 ５４,０００円	補助金名 丹原町交通安全母の会連絡協議会補助金 目 的 丹原町交通安全母の会連絡協議会運営費への補助 対象・団体名 丹原町交通安全母の会連絡協議会 平成１３年度実績 ６０,０００円 平成１４年度予算 ６０,０００円	名 称 小松町交通安全母の会 補助金なし	新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 婦人交通指導員設置費補助金 目 的 婦人交通指導員２人分人件費の補助 対象・団体名 (社)西条交通安全協会 補助金額 平成１３年度実績 ５,６２４,０００円 平成１４年度予算 ５,８７１,０００円	負担金名 周桑交通安全協会負担金 目 的 周桑交通安全協会運営費の負担 対象・団体名 周桑交通安全協会 負担金額(１市２町の負担金総額の５０％) 平成１３年度実績 ３,５７２,７０２円 平成１４年度予算 ３,６８９,０００円	負担金名 周桑交通安全協会負担金 目 的 周桑交通安全協会運営費の負担 対象・団体名 周桑交通安全協会 負担金額(１市２町の負担金総額の３０％) 平成１３年度実績 ２,１７５,６２１円 平成１４年度予算 ２,２０１,０００円	負担金名 周桑交通安全協会負担金 目 的 周桑交通安全協会運営費の負担 対象・団体名 周桑交通安全協会 負担金額(１市２町の負担金総額の２０％) 平成１３年度実績 １,４４９,０８１円 平成１４年度予算 １,４６８,０００円	新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの		補助金名 周桑交通安全協会東予市連絡協議会補助金 目 的 周桑交通安全協会９支部運営費補助 対象・団体名 周桑交通安全協会東予市連絡協議会 平成１３年度実績 ９０,０００円 平成１４年度予算 ９０,０００円		補助金名 周桑交通安全協会支部補助金 目 的 周桑交通安全協会２支部運営費補助 対象・団体名 周桑交通安全協会支部(小松、石根支部) 平成１３年度実績 １００,０００円 平成１４年度予算 １００,０００円	新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの		補助金名 東予市防犯協会活動費補助金 目 的 防犯協会活動費に対する補助 対象・団体名 東予市防犯協会(９地区に配分) 平成１３年度実績 １１０,０００円 平成１４年度予算 １１０,０００円	補助金名 丹原町防犯協会活動費補助金 目 的 防犯協会活動費に対する補助 対象・団体名 丹原町防犯協会(５地区に配分) 平成１３年度実績 ２５０,０００円 平成１４年度予算 ２５０,０００円	補助金名 東予地区防犯協会支部補助金 目 的 防犯協会活動費に対する補助 対象・団体名 小松町防犯協会(２地区に配分) 平成１３年度実績 ８０,０００円 平成１４年度予算 ８０,０００円	新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 西条地区防犯協会補助金 目 的 西条地区防犯協会運営費への補助 対象・団体名 西条地区防犯協会 平成１３年度実績 ５,９６６,０００円 平成１４年度予算 ６,６００,０００円	負担金名 東予地区防犯協会負担金 目 的 東予地区防犯協会運営費への補助 対象・団体名 東予地区防犯協会 平成１３年度実績 ３,９３０,５００円 平成１４年度予算 ３,９２９,０００円	負担金名 東予地区防犯協会負担金 目 的 東予地区防犯協会運営費への補助 対象・団体名 東予地区防犯協会 平成１３年度実績 １,９３５,２００円 平成１４年度予算 １,９３６,０００円	負担金名 東予地区防犯協会負担金 目 的 東予地区防犯協会運営費への補助 対象・団体名 東予地区防犯協会 平成１３年度実績 １,５４４,６００円 平成１４年度予算 １,５４６,０００円	新市移行後、速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名	消防・防災分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 自主防災組織補助金 目 的 地域住民が自主的に組織し、災害時には協力して避難・人命救助・初期消火等の活動を行う。 対象・団体 商店街防火推進協議会 平成１３年度実績 ４０,０００円 平成１４年度予算 ４０,０００円				新たに制度を創設する。		
単独補助 によるもの	補助金名 防火クラブ補助金 目 的 防火クラブに対し補助し防火意識の向上を図る。 対象・団体名 宮の下婦人防火クラブ 平成１３年度実績 ２０,０００円 平成１４年度予算 ２０,０００円		補助金名 防火クラブ補助金 目 的 防火クラブに対し補助し防火意識の向上を図る。 対象・団体名 丹原町婦人防火クラブ 平成１３年度実績 ５５０,０００円 平成１４年度予算 ５５０,０００円		新たに制度を創設する。		
単独補助 によるもの	名 称 西条市消防まとい会 補助金なし	補助金名 東予市纏会補助金 目 的 消防の向上発展と消防思想の普及徹底を図り、市民の福祉増進と会員相互の親睦融和を図る。 対象・団体名 東予市纏会 平成１３年度実績 ４５,０００円 平成１４年度予算 ４５,０００円	名 称 丹原町消防団ＯＢ会 補助金なし		新市移行後、速やかに廃止の方向で調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市少年婦人防火委員会補助金 目 的 防火思想の普及と火災のない街づくりの推進 対象・団体名 西条市少年婦人防火委員会 平成１３年度実績 ４００,０００円 平成１４年度予算 ４００,０００円	名 称 周桑地区幼少年婦人防火委員会 補助金なし	東予市と同じ	東予市と同じ	新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市危険物安全協会補助金 対象・団体名 西条市危険物安全協会 平成１３年度実績 ３０,０００円 平成１４年度予算 ３０,０００円				新市移行後、速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）				細 項 目		団体運営補助			
事 務 事 業 名						専 門 部 会 名		環境部会	分 科 会 名	環境分科会	
調 整 方 針											
	西 条 市			東 予 市		丹 原 町			小 松 町		具体的な調整内容
単独補助 によるもの	補助金名 西条食品衛生協会補助事業補助金			補助金名 周桑食品衛生協会補助事業補助金		負担金名 周桑食品衛生協会負担事業			負担金名 周桑食品衛生協会負担事業		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （支払費目は、新市移行後、速やかに調整する。）
	目 的 食品品質及び食品衛生の向上を図る 為の事業に対し補助金を交付する			目 的 食品品質及び食品衛生の向上を図る 為の事業に対し補助金を支出する		目 的 食品品質及び食品衛生の向上を図る 為の事業に対し負担金を支出する			目 的 食品品質及び食品衛生の向上を図る 為の事業に対し負担金を支出する		
	対象・団体名 西条食品衛生協会			対象・団体名 周桑食品衛生協会		対象・団体名 周桑食品衛生協会			対象・団体名 周桑食品衛生協会		
	平成１３年度実績 100,000円			平成１３年度実績 75,000円		平成１３年度実績 32,000円			平成１３年度実績 23,000円		
	平成１４年度予算 100,000円			平成１４年度予算 75,000円		平成１４年度予算 32,000円			平成１４年度予算 23,000円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	福 祉 部 会	分 科 会 名	福 祉 分 科 会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの		補助金名 東予市赤十字奉仕団活動事業補助金 目 的 人道精神の普及を目的とした実践活動 を支援 対象・団体名 東予市赤十字奉仕団 平成１３年度実績 １００,０００円 平成１４年度予算 １００,０００円			ボランティア育成事業の中の一つの事業として、他事業に統合し、助成する方向で、新市移行後速やかに調整する。		
単独補助 によるもの		補助金名 ボランティアセンター事業補助金 目 的 ボランティア活動の啓発と支援 対象・団体名 東予市社会福祉協議会 平成１３年度実績 ３,８１４,０００円 平成１４年度予算 ３,５５２,０００円			新市移行後速やかに東予市の例により調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市まちづくりボランティア基金 補助金 目 的 ボランティア活動の啓発と支援 （基金利子で助成、１団体 10 万円が限度額） 対象・団体名 ボランティア登録団体 (23団体) 平成１３年度実績 ７２５,２８６円 平成１４年度予算 １,５００,０００円				新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市民生児童委員協議会活動費補助金 目 的 民生児童委員活動の推進 対象・団体名 東予市民生児童委員協議会 平成１３年度実績 ７９７,５００円 平成１４年度予算 ７９７,５００円	補助金名 民生児童委員協議会活動事業補助金 目 的 民生児童委員活動の推進と研修会開催を補助 対象・団体名 東予市民生児童委員協議会 平成１３年度実績 ９９９,０００円 平成１４年度予算 １,１１８,８８０円	補助金名 丹原町民生児童委員協議会補助金 県外視察研修事業補助金補助金 目 的 民生児童委員の福祉活動推進のため先進地域における福祉施設等の視察研修 対象・団体名 丹原町民生児童委員協議会 平成１３年度実績 ８０８,８３０円 平成１４年度予算 １,２６６,７０２円	一般事業予算で対応 報償費,旅費,消耗品費,食糧費,使用料,負担金		新市移行後、速やかに調整する。	
単独補助 によるもの	補助金名 西条市社会福祉協議会事業補助金 目 的 社会福祉協議会活動に要する経費の一部を助成し、活動の推進を図る。 対象・団体名 西条市社会福祉協議会 平成１３年度実績 １０,８４５,０００円 平成１４年度予算 １０,８７５,０００円	補助金名 東予市社会福祉協議会事業補助金 目 的 社会福祉事業能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉増進を図る 対象・団体名 東予市社会福祉協議会 平成１３年度実績 １２,５８９,０００円 平成１４年度予算 １２,５４５,０００円	補助金名 丹原町社会福祉協議会事業補助金 目 的 社会福祉事業能率的運営と組織的活動を促進し地域福祉の推進を図る 対象・団体名 丹原町社会福祉協議会 平成１３年度実績 ９,９１２,０００円 平成１４年度予算 １２,７４６,０００円	補助金名 小松町社会福祉協議会補助金 目 的 社会福祉事業能率的運営と組織的活動を促進し地域福祉の推進を図る 対象・団体名 小松町社会福祉協議会 平成１３年度実績 １００,０００円 （心配ごと相談、母子家庭等就学奨励事業） 平成１４年度予算 ５０,０００円 （母子家庭等就学奨励事業）		合併時に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目		団体運営補助				
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会		
調 整 方 針										
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容	
単独補助 によるもの	補助金名 愛媛県遺族会西条市支部補助金		補助金名 愛媛県遺族会東予市支部活動事業補助金		補助金名 丹原町戦没者遺族会援護等事業補助金		補助金名 小松町遺族会補助金		新市移行後、速やかに調整する。	
	目 的 戦没者遺族の援護活動		目 的 戦没者遺族の援護活動支援		目 的 遺族に対する英霊顕彰、福祉の向上を図る		目 的 遺族に対する英霊顕彰、福祉の向上を図る。			
	対象・団体名 愛媛県遺族会西条市支部		対象・団体名 愛媛県遺族会東予市支部		対象・団体名 丹原町遺族会		対象・団体名 小松町遺族会			
	平成１３年度実績 420,000円 平成１４年度予算 420,000円		平成１３年度実績 810,000円 平成１４年度予算 810,000円		平成１３年度実績 690,000円 平成１４年度予算 388,500円		平成１３年度実績 130,000円 平成１４年度予算 130,000円			
単独補助 によるもの	補助金名 西条市傷痍軍人会・西条市傷痍軍人妻の会補助金		補助金名 東予市傷痍軍人会活動事業補助金		補助金名 丹原町傷痍軍人会・同妻の補助金		補助金名 小松町傷痍軍人会補助金		新市移行後、速やかに調整する。	
	目 的 戦傷病者の援護等		目 的 会員相互親睦・組織強化と福祉増進		目 的 傷痍軍人等の福祉の向上を図る		目 的 傷痍軍人等の福祉の向上を図る。			
	対象・団体名 西条市傷痍軍人会		対象・団体名 東予市傷痍軍人会		対象・団体名 丹原町傷痍軍人会		対象・団体名 小松町傷痍軍人会			
	平成１３年度実績 110,000円 平成１４年度予算 110,000円		平成１３年度実績 81,000円 平成１４年度予算 81,000円		平成１３年度実績 200,000円 平成１４年度予算 200,000円		平成１３年度実績 40,000円 平成１４年度予算 40,000円			
単独補助 によるもの	補助金名 軍人軍属恩欠者全国連盟愛媛恩欠連西条支部補助金				補助金名 旧軍人軍属恩給欠格者丹原町支部活動事業補助金				新市移行後、速やかに調整する。	
	目 的 恩欠者の活動の助成				目 的 恩給欠格者の処理改善を図る					
	対象・団体名 軍人軍属恩欠者全国連盟 愛媛恩欠連西条支部				対象・団体名 旧軍人軍属恩給欠格者丹原町支部					
	平成１３年度実績 30,000円 平成１４年度予算 30,000円				平成１３年度実績 50,000円 平成１４年度予算 50,000円					
単独補助 によるもの	補助金名 愛媛県同和対策協議会西条支部補助金		補助金名 愛媛県人権対策協議会東予市支部運営事業補助金		補助金名 愛媛県人権・同和対策協議会丹原支部育成費補助金				同和対策協議会の合併状況を見て、新市移行後、速やかに調整する。	
	目 的 地域住民の市民的権利と自由確保		目 的 同和問題解決の為の団体活動支援		目 的 愛媛県人権対策協議会丹原支部育成費					
	対象・団体名 愛媛県同和対策協議会西条支部		対象・団体名 愛媛県人権対策協議会東予市支部		対象・団体名 愛媛県人権・同和対策協議会丹原支部					
	平成１３年度実績 15,500,000円 平成１４年度予算 15,500,000円		平成１３年度実績 11,601,000円 平成１４年度予算 11,601,000円		平成１３年度実績 3,400,000円 平成１４年度予算 3,405,000円					
単独補助 によるもの	分担金名 愛媛県企業連合会市町村分担金		負担金名 愛媛県企業連合会負担金		補助金名 愛媛県企業連合会補助金		負担金名 愛媛県同和企業連合会負担金		愛媛県企業連合会の状況を見て、新市移行後、速やかに調整する。	
	目 的 対象区域内企業者を対象としてこの低迷する景気に対して、相互の連携を蜜にして企業経営の健全化を図ることを目的とする。				目 的 対象区域内企業者を対象としてこの低迷する景気に対して、相互の連携を蜜にして企業経営の健全化を図ることを目的とする。					
	対象・団体名 愛媛県企業連合会		対象・団体名 愛媛県企業連合会		対象・団体名 愛媛県企業連合会		対象・団体名 愛媛県企業連合会			
	平成１３年度実績 116,620円 平成１４年度予算 116,620円		平成１３年度実績 65,990円 平成１４年度予算 66,000円		平成１３年度実績 87,282円 平成１４年度予算 89,000円		平成１３年度実績 19,600円 平成１４年度予算 22,000円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名			専 門 部 会 名	福 祉 部 会	分 科 会 名	福 祉 分 科 会
調 整 方 針						
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
単独補助 によるもの	補助金名 愛媛県企業連合会西条支部運営費補助金 目 的 同和対策の一環として地区商工業者の経営及び生活の安定を図るために行う支部の運営費補助 対象・団体名 愛媛県企業連合会西条支部 平成１３年度実績 １５０,０００円 平成１４年度予算 １５０,０００円		補助金名 愛媛県企業連合会丹原支部育成費補助金 目 的 対象区域内企業者を対象としてこの低迷する景気に対して、相互の連携を蜜にして企業経営の健全化を図ることを目的とする 対象・団体名 愛媛県企業連合会丹原支部 平成１３年度実績 １５０,０００円 平成１４年度予算 １５０,０００円		愛媛県企業連合会の状況を見て、新市移行後、速やかに調整する。	
単独補助 によるもの			補助金名 湯谷口老人クラブ補助金 目 的 花づくりを通して地域の環境美化と地域住民との心の交流を図る 対象・団体名 湯谷口老人クラブ 平成１３年度実績 ７０,０００円 平成１４年度予算 ８０,０００円		ボランティア育成事業の中の一つの事業として、他事業に統合し、助成する方向で、新市移行後速やかに調整する。	
単独補助 によるもの			補助金名 丹原生活文化女性塾補助金 目 的 文化会館前庭にプランター86個に花を常に植栽し維持管理を行う。 対象・団体名 丹原生活文化女性塾 平成１３年度実績 ２００,０００円 平成１４年度予算 ２００,０００円		ボランティア育成事業の中の一つの事業として、他事業に統合し、助成する方向で、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目		団体運営補助			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会	
調 整 方 針									
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容
国県補助 を伴うもの	補助金名 老人クラブ連合会育成事業補助金		補助金名 東予市老人クラブ連合会育成事業補助金		補助金名 丹原町単位老人クラブ活動事業補助金		補助金名 小松町老人クラブ連合会活動事業補助金		新市移行後、速やかに調整する。
	目 的 老人クラブ活動育成と活性化を図り 高齢者社会参加促進、健康で生きがいある自立生活を支援する。		目 的 高齢者福祉の向上と老人クラブ活動の 活性化を図るため		目 的 老人クラブの適正な運営と活動の充 実強化を図り高齢者の社会参加を促 進する		目 的 老人クラブ連合会活動促進		
	内 容 ・単位老人クラブ補助 ・老人クラブ連合会補助 ・特別事業補助		内 容 ・単位老人クラブ補助 ・老人クラブ連合会補助 ・市単独補助		内 容 ・単位老人クラブ補助 ・老人クラブ連合会補助 ・特別事業補助 ・町単独補助		内 容 ・単位老人クラブ補助 ・老人クラブ連合会補助 ・特別事業補助		
	対象・団体名 西条市老人クラブ連合会 単位老人クラブ		対象・団体名 東予市老人クラブ連合会		対象・団体名 丹原町老人クラブ連合会		対象・団体名 小松町老人クラブ連合会 単位老人クラブ分		
	平成１３年度実績 4,774,232円		平成１３年度実績 3,939,000円		平成１３年度実績 3,144,280円		平成１３年度実績 1,488,000円		
	平成１４年度予算 5,035,000円		平成１４年度予算 3,939,000円		平成１４年度予算 3,144,280円		平成１４年度予算 1,491,000円		
国県補助 を伴うもの	補助金名 シルバー人材センター運営費補助金		補助金名 東予市シルバー人材センター事業補助金		補助金名 丹原町ミニシルバー人材センター事業補助金		補助金名 小松町シルバーゆう運営事業費補助金		新市移行後、速やかに調整する。
	目 的 西条市シルバー人材センター運営事業の 充実、機能強化を図ることを目的とする。		目 的 西条市シルバー人材センター運営事業の 充実、機能強化を図ることを目的とする。		目 的 丹原町ミニシルバー人材センター事業の 充実、機能強化を図る。		目 的 小松町シルバーゆう運営事業の充実 機能強化を図る。		
	対象・団体名 西条市シルバー人材センター		対象・団体名 東予市シルバー人材センター		対象・団体名 丹原町ミニシルバー人材センター		対象・団体名 小松町シルバーゆう（人材センター）		
	平成１３年度実績 12,651,000円		平成１３年度実績 11,490,000円		平成１３年度実績 960,000円		平成１３年度実績 810,000円		
	平成１４年度予算 11,390,000円		平成１４年度予算 11,490,000円		平成１４年度予算 960,000円		平成１４年度予算 810,000円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	福 祉 部 会	分 科 会 名	障 害 者 分 科 会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 視力障害者協会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 視力障害者協会 平成１３年度実績 １００,０００円 平成１４年度予算 １００,０００円	補助金名 東予市視力障害者協会活動事業補助金 目 的 視力障害者の自立促進、生活訓練 対象・団体名 東予市視力障害者協会 平成１３年度実績 ８１,０００円 平成１４年度予算 ８１,０００円			新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 ・聴覚言語障害者協会補助金 ・難聴者協会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 聴覚言語障害者協会 難聴者協会 平成１３年度実績 聴覚言語障害者協会 ８０,０００円 難聴者協会 ４０,０００円 平成１４年度予算 聴覚言語障害者協会 ８０,０００円 難聴者協会 ４０,０００円	補助金名 東予市ろうあ協会育成事業補助金 目 的 ろうあ者の福祉向上 対象・団体名 東予市ろうあ協会 平成１３年度実績 ５４,０００円 平成１４年度予算 ５４,０００円			新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 肢体不自由児者父母の会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 肢体不自由児者父母の会 平成１３年度実績 ６０,０００円 平成１４年度予算 ６０,０００円	補助金名 東予・周桑肢体不自由児(者)父母の会活動事業補助金 目 的 心身障害児(者)の福祉振興と社会への完全参加を促す。 対象・団体名 東予・周桑肢体不自由児(者)父母の会 平成１３年度実績 １５７,０００円 平成１４年度予算 １５７,０００円	補助金名 東予・周桑肢体不自由児(者)父母の会活動事業補助金 目 的 心身障害児(者)の福祉振興と社会への完全参加を促す。 対象・団体名 東予・周桑肢体不自由児(者)父母の会 平成１３年度実績 ５０,０００円 平成１４年度予算 ５０,０００円	補助金名 東予周桑肢体不自由児父母の会補助金 目 的 心身障害児(者)の福祉振興と社会への完全参加を促す。 対象・団体名 東予・周桑肢体不自由児(者)父母の会 平成１３年度実績 ３０,０００円 平成１４年度予算 ３０,０００円	新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 白十字会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 白十字会 平成１３年度実績 １００,０００円 平成１４年度予算 １００,０００円				新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 腎臓病患者友の会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 腎臓病患者友の会 平成１３年度実績 ４０,０００円 平成１４年度予算 ４０,０００円				新市移行後、速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目		団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		福 祉 部 会	分 科 会 名	障 害 者 分 科 会
調 整 方 針								
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容			
単独補助 によるもの		補助金名 東予市身体障害協議会活動事業補助金 目 的 身体障害者の社会参加と自立意欲の促進 対象・団体名 東予市身体障害協議会 平成１３年度実績 １，１１７，０００円 平成１４年度予算 １，１１７，０００円	補助金名 障害者団体育成補助金 目 的 各障害者団体に対して補助金を交付し円滑な運営支援 対象・団体名 丹原町身体障害者共栄会 平成１３年度実績 １，２５０，０００円 平成１４年度予算 １，２５０，０００円	補助金名 小松町身体障害者扶相会補助金 目 的 障害者福祉の増進、社会的経済的地位の安定を図る 対象・団体名 小松町身体障害者扶相会 平成１３年度実績 ９３，０００円 平成１４年度予算 ９３，０００円	新市移行後、速やかに調整する。			
単独補助 によるもの	補助金名 手をつなぐ育成会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 手をつなぐ育成会 平成１３年度実績 ６０，０００円 平成１４年度予算 ６０，０００円	補助金名 東予周桑手をつなぐ育成会活動事業補助金 目 的 障害者更生援護と福祉向上 対象・団体名 東予周桑手をつなぐ育成会 平成１３年度実績 １００，０００円 平成１４年度予算 １００，０００円	補助金名 東予周桑手をつなぐ育成会活動事業補助金 目 的 障害者更生援護と福祉向上 対象・団体名 東予周桑手をつなぐ育成会 平成１３年度実績 ３０，０００円 平成１４年度予算 ３０，０００円	補助金名 東予周桑手をつなぐ育成会活動事業補助金 目 的 障害者更生援護と福祉向上 対象・団体名 東予周桑手をつなぐ育成会 平成１３年度実績 ０円 平成１４年度予算 ０円	新市移行後、速やかに調整する。			
単独補助 によるもの	補助金名 自閉症児親の会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 自閉症児親の会 平成１３年度実績 ２０，０００円 平成１４年度予算 ２０，０００円				新市移行後、速やかに調整する。			
単独補助 によるもの	補助金名 クローバーの会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 クローバーの会 平成１３年度実績 ４０，０００円 平成１４年度予算 ４０，０００円				新市移行後、速やかに調整する。			
単独補助 によ２もの	補助金名 精神障害者地域家族会補助金 目 的 団体育成 対象・団体名 精神障害者家族会「さくら家族会」 平成１３年度実績 ７０，０００円 平成１４年度予算 ７０，０００円	補助金名 精神障害者家族の会助成事業補助金 目 的 医療福祉の向上を目指し、社会復帰、社会参加促進を図る事を目的として結成された家族会に対し、円滑な運営が行えるよう支援する。 対象・団体名 精神障害者家族会「いしづち会」 平成１３年度実績 １５６，０００円 平成１４年度予算 １５６，０００円	補助金名 精神障害者家族の会助成事業補助金 目 的 医療福祉の向上を目指し、社会復帰、社会参加促進を図る事を目的として結成された家族会に対し、円滑な運営が行えるよう支援する。 対象・団体名 精神障害者家族会「いしづち会」 公立周桑病院つくし家族会 精神障害者家族会「いしづち会」補助金 平成１３年度実績 ８１，０００円 平成１４年度予算 ８１，０００円 公立周桑病院つくし家族会補助金 平成１３年度実績 ２０，０００円 平成１４年度予算 ２０，０００円	補助金名 いしづち会補助金 目 的 医療福祉の向上を目指し、社会復帰、社会参加促進を図る事を目的として結成された家族会に対し、円滑な運営が行えるよう支援する。 対象・団体名 精神障害者家族会（いしづち会） 平成１３年度実績 ６３，０００円 平成１４年度予算 ６３，０００円	新市移行後、速やかに調整する。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	福 祉 部 会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
国県補助 を伴うもの	補助金名 ○○ともしび母親クラブ活動事業補助金（６クラブ） 目 的 家庭児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織の活動の推進を図る。 対象・団体名 活動拠点を保育所、児童館等に置く「母親クラブ」現在6組織。 平成１３年度実績 １，１３４，０００円 （１８９，０００円×６クラブ） 平成１４年度予算 １，１３４，０００円 （１８９，０００円×６クラブ）	補助金名 ○○ともしび母親クラブ活動事業補助金（９クラブ） 目 的 家庭児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織の活動の推進を図る。 対象・団体名 活動拠点を保育所、児童館等に置く「母親クラブ」現在9組織。 平成１３年度実績 １，７０１，０００円 （１８９，０００円×９クラブ） 平成１４年度予算 １，７０１，０００円 （１８９，０００円×９クラブ）	補助金名 ともしび母親クラブ活動事業補助金（７クラブ） 目 的 家庭児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織の活動の推進を図る。 対象・団体名 活動拠点を丹原町全域、保育所、児童館等に置く「母親クラブ」現在7組織。 平成１３年度実績 １，４０８，０００円 （２７４，０００円×１クラブ＋１８９，０００円×６クラブ） 平成１４年度予算 １，４０８，０００円 （２７４，０００円×１クラブ＋１８９，０００円×６クラブ）	補助金名 ○○ともしび母親クラブ活動補助金（３クラブ） 目 的 家庭児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織の活動の推進を図る。 対象・団体名 活動拠点を保育所におく「母親クラブ」現在３組織 平成１３年度実績 ５６７，０００円 （１８９，０００円×３クラブ） 平成１４年度予算 ５６７，０００円 （１８９，０００円×３クラブ）	丹原町の上乗せ補助については新市移行後速やかに廃止する方向で調整する。 その他は現行のとおりとする。		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市ＶＹＳ連絡協議会並びに活動補助金 目 的 ＶＹＳ運動発展を願い、児童福祉、社会福祉、少年健全育成活動を目指すボランティア活動に参加できるよう、組織・運営・活動助成として補助金を交付する。 対象・団体名 西条市ＶＹＳ連絡協議会 平成１３年度実績 ６０，０００円 平成１４年度予算 ６０，０００円		補助金名 東予市・周桑郡ＶＹＳ連合協議会補助金 目 的 地域の人々とのふれあいを広め、暖かく潤いのある児童健全育成活動に邁進しているＶＹＳ活動団体に、活動を助長、活用し、連携をとりながら地域福祉向上を図る 対象・団体名 東予市・周桑郡ＶＹＳ連合協議会 平成１３年度実績 １００，０００円 平成１４年度予算 １００，０００円		新市以降後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 母子寡婦福祉事業補助金 目 的 母子寡婦福祉の向上を図る 対象・団体名 母子寡婦福祉連合会 平成１３年度実績 ６０，０００円 平成１４年度予算 ６０，０００円	補助金名 母子寡婦福祉事業補助金 目 的 母子寡婦福祉の向上を図る 対象・団体名 母子寡婦福祉連合会 平成１３年度実績 ３２４，０００円 平成１４年度予算 ３２４，０００円	補助金名 母子寡婦福祉会補助金 目 的 母子寡婦福祉の向上を図る 対象・団体名 丹原町母子寡婦福祉会 平成１３年度実績 ２５０，０００円 平成１４年度予算 ２５０，０００円	補助金名 母子福祉会補助金 目 的 母子寡婦福祉の向上を図る 対象・団体名 母子寡婦福祉会 平成１３年度実績 ６０，０００円 平成１４年度予算 ６０，０００円	新市移行後、速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目		団体運営補助			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	保健分科会	
調 整 方 針									
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容
単独補助 によるもの	補助金名 ボランティア協議会補助金		補助金名 東予市保健栄養推進協議会補助金		補助金名 食生活改善推進協議会補助金		補助金名 保健栄養推進協議会補助金		新市移行後、速やかに調整する。
	目 的 地域社会における健康づくりの普及促進及び実践活動を促進し、もって市民の健康の保持増進と福祉の向上に寄与する。		目 的 地域社会における保健栄養の推進を図り、もって市民の健康と福祉の増進に寄与する。		目 的 地域社会における保健栄養の推進を図り、もって町民の健康と福祉の増進に寄与する。		目 的 食生活に主眼を置いた栄養・運動・休養の健康づくり全般に関する実践活動を通じて、住民の健康と福祉の増進に寄与する。		
	対象・団体名 西条市健康づくりボランティア協議会		対象・団体名 東予市保健栄養推進協議会		対象・団体名 丹原町食生活改善推進協議会		対象・団体名 小松町保健栄養推進協議会		
	平成１３年度実績 ３０,０００円		平成１３年度実績 ６５,０００円		平成１３年度実績 １００,０００円		平成１３年度実績 １０,０００円		
	平成１４年度予算 ３０,０００円		平成１４年度予算 ６５,０００円		平成１４年度予算 １００,０００円		平成１４年度予算 １０,０００円		
単独補助 によるもの					補助金名 母子愛育班補助金				新市移行後、速やかに廃止の方向で調整する。
					目 的 健康で豊かな町づくりのため団体に助成し、推進する。				
					対象・団体名 丹原町中川地区母子愛育班				
					平成１３年度実績 １７０,０００円				
					平成１４年度予算 １７０,０００円				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目		団体運営補助			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	農 業 分 科 会	
調 整 方 針									
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容
単独補助 によるもの	補助金名 新居宇摩農業共済組合補助金		補助金名 東予農業共済組合補助金		補助金名 東予農業共済組合補助金		補助金名 東予農業共済組合補助金		2 団体の補助基準に相違があるため、新市移行後速やかに統一化を図るよう調整する。
	目 的 不慮の事故の損失を補填して農業経営安定、農業生産力発展に資する。		目 的 不慮の事故の損失を補填して農業経営安定、農業生産力発展に資する。		目 的 不慮の事故の損失を補填して農業経営安定、農業生産力発展に資する。		目 的 不慮の事故の損失を補填して農業経営安定、農業生産力発展に資する。		
	内 容 定額		内 容 市町村規模割 農家戸数×128.5 水田面積×263.5		内 容 市町村規模割 農家戸数×128.5 水田面積×263.5		内 容 市町村規模割 農家戸数×128.5 水田面積×263.5		
	対象・団体名 新居宇摩農業共済組合		対象・団体名 東予農業共済組合		対象・団体名 東予農業共済組合		対象・団体名 東予農業共済組合		
	平成 1 3 年度実績 2,500,000円		平成 1 3 年度実績 814,000円		平成 1 3 年度実績 510,000円		平成 1 3 年度実績 230,000円		
平成 1 4 年度予算 2,500,000円		平成 1 4 年度予算 814,000円		平成 1 4 年度実績 510,000円		平成 1 4 年度予算 230,000円			
単独補助 によるもの	補助金名 米消費拡大事業費補助金		補助金名 米消費拡大事業費補助金		補助金名 米消費拡大事業費補助金				新市移行後、速やかに調整する。
	目 的 地域住民に米の消費拡大を推進		目 的 地域住民に米の消費拡大を推進		目 的 地域住民に米の消費拡大を推進				
	対象・団体名 西条市米消費拡大推進連絡協議会		対象・団体名 東予市米消費拡大推進連絡協議会		対象・団体名 丹原町米消費拡大推進連絡協議会				
	平成 1 3 年度実績 200,000円		平成 1 3 年度実績 700,000円		平成 1 3 年度実績 500,000円				
平成 1 4 年度予算 200,000円		平成 1 4 年度予算 893,000円		平成 1 4 年度予算 500,000円					
単独補助 によるもの			補助金名 東予市生活改善実行グループ連絡協議会活動事業補助金		補助金名 生活改善グループ補助金 農産加工品等直販事業補助金		補助金名 農産加工研究グループ補助金		新市移行後、速やかに調整する。
			目 的 農村・農家の生活改善と農業改良を学習実践しているグループの親睦、情報交換、グループ活動健全発展、豊かなコミュニティ作りの推進		目 的 普及センター等の協力を得ながら必要な支援を行うと共に地域産品等の加工利用を研究するグループに対し助成。		目 的 地域産品等の加工利用を研究するグループに対し助成		
			対象・団体名 東予市生活改善実行グループ連絡協議会		対象・団体名 丹原町生活改善グループ協議会		対象・団体名 檜会の活動		
			14年現在、4グループ、22名で構成		フラワー・エスペランス・もみじ会				
			平成 1 3 年度実績 36,000円		平成 1 3 年度実績 160,000円		平成 1 3 年度実績 60,000円		
			平成 1 4 年度予算 36,000円		平成 1 4 年度予算 160,000円		平成 1 4 年度予算 60,000円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名			専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	農 業 分 科 会
調 整 方 針						
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
単独補助 によるもの			補助金名 ふるさとの味研究会補助金 目 的 地域産品等の加工利用を研究するグループに対し助成 対象・団体名 ふるさとの味研究会 平成１３年度実績 １００,０００円 平成１４年度予算 １００,０００円	補助金名 小松町資源活用講座補助金 目 的 地域産品等の加工利用を研究するグループに対し助成 対象・団体名 小松町資源活用講座の活動 平成１３年度実績 ０円 平成１４年度予算 ６０,０００円	新市移行後、速やかに調整する。	
単独補助 によるもの	補助金名・西条市農業者協議会補助金 ・西条農業技術者連絡協議会補助金 ・西条地区農業改良普及事業推進協議会 目 的 農業技術の統一及び交換、農業改良復旧事業啓発・推進、農家所得向上をめざす。 対象・団体名 西条市農業者協議会 平成１３年度実績 ３００,０００円 平成１４年度予算 ３００,０００円 西条農業技術者連絡協議会 平成１３年度実績 １３０,０００円 平成１４年度予算 １３０,０００円 西条地区農業改良普及事業推進協議会 平成１３年度実績 ２５０,０００円 平成１４年度予算 ２５０,０００円	補助金名・東予市青年農業者連絡協議会補助金 ・周桑青年農業者連絡協議会補助金 ・東予市営農指導協議会補助金 ・愛媛たばこ耕作組合庄内支部補助金 目 的 営農意欲向上・農村リーダーの資質向上と会員連携強化で農家所得向上を目指す。 対象・団体名 東予市青年農業者連絡協議会 平成１３年度実績 １４４,０００円 平成１４年度予算 １４４,０００円 周桑青年農業者連絡協議会 平成１３年度実績 ５７,０００円 平成１４年度予算 ５７,０００円 東予市営農指導協議会 平成１３年度実績 ２５０,０００円 平成１４年度予算 ２５０,０００円 愛媛たばこ耕作組合庄内支部 平成１３年度実績 ４５,０００円 平成１４年度予算 ４５,０００円	補助金名・丹原町青年農業者連絡協議会補助金 ・周桑青年農業者連絡協議会補助金 ・丹原町営農指導協議会補助金 ・周桑青年農業者ＯＢ会補助金 目 的 農業技術の統一及び交換、農業改良復旧事業啓発・推進、農家所得向上をめざす。 対象・団体名 丹原町青年農業者連絡協議会 平成１３年度実績 ３００,０００円 平成１４年度予算 ３００,０００円 周桑青年農業者連絡協議会 平成１３年度実績 ７０,０００円 平成１４年度予算 ７０,０００円 丹原町営農指導協議会 平成１３年度実績 ２００,０００円 平成１４年度予算 ２００,０００円 周桑青年農業者OB会 平成１３年度実績 ７,０００円 平成１４年度予算 ７,０００円	補助金名・青年農業者連絡協議会補助金 ・周桑青年農業者連絡協議会補助金 ・小松町営農指導協議会補助金 ・周桑青年農業者ＯＢ会補助金 目 的 農業の振興を図るため、関係団体に助成し、より一層の振興を図る。 対象・団体名 青年農業者連絡協議会 平成１３年度実績 ４０,０００円 平成１４年度予算 ４０,０００円 周桑青年農業者連絡協議会 平成１３年度実績 ２６,０００円 平成１４年度予算 ２６,０００円 小松町営農指導協議会 平成１３年度実績 ３００,０００円 平成１４年度予算 ３００,０００円 周桑青年農業者OB会 平成１３年度実績 １０,０００円 平成１４年度予算 １０,０００円	新市移行後、速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	林業分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの		補助金名 緑の少年隊育成補助金 目 的 林業振興団体を助成し、林業振興に寄与する。 対象・団体名 庄内緑の少年隊 平成１３年度実績 100,000円 平成１４年度予算 100,000円	補助金名 緑の少年隊育成補助金 目 的 林業振興団体を助成し、林業振興に寄与する。 対象・団体名 緑の少年隊 平成１３年度実績 40,000円 平成１４年度予算 40,000円	補助金名 緑の少年団育成補助金 目 的 林業振興団体を助成し、林業振興に寄与する。 対象・団体名 小松緑の少年団・石根緑の少年団 平成１３年度実績 80,000円 平成１４年度予算 80,000円	新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの			補助金名 林業研究グループ育成補助金 目 的 林業振興団体を助成し、林業振興に寄与する。 対象・団体名 林業研究グループ 平成１３年度実績 0円 平成１４年度予算 50,000円				
単独補助 によるもの				補助金名 獺友会補助金 目 的 小松町獺友会の育成を図るため、補助金を交付する 対象・団体名 獺友会 平成１３年度実績 50,000円 平成１４年度予算 50,000円	新市移行後、速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名			専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	水 産 業 分 科 会
調 整 方 針						
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
単独補助 によるもの		補助金名 東予市漁業協同組合連合協議会補助金 目 的 燧灘海域漁業の振興を図る為、水産振興事業、栽培漁業、魚食普及等を推進する 対象・団体名 東予市漁業協同組合連合協議会 平成１３年度実績 342,000円 平成１４年度予算 396,000円			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
単独補助 によるもの	名 称 西条市漁協合併推進協議会 目 的 合併に必要な事項を研究協議し、合併を推進する 対象・団体名 西条市漁協合併推進協議会 平成１３年度実績 0円 平成１４年度予算 0円	補助金名 東予市漁協合併推進協議会補助金 目 的 合併に必要な事項を研究協議し、合併を推進する 対象・団体名 東予市漁協合併推進協議会 平成１３年度実績 60,000円 平成１４年度予算 60,000円			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
単独補助 によるもの		補助金名 東予市青年漁業者連絡協議会補助金 目 的 漁業後継者の育成 対象・団体名 東予市青年漁業者連絡協議会 平成１３年度実績 100,000円 平成１４年度予算 100,000円			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）				細 項 目		団体運営補助				
事 務 事 業 名						専 門 部 会 名		産業経済部会	分 科 会 名	農業土木分科会		
調 整 方 針												
	西 条 市			東 予 市			丹 原 町			小 松 町		具体的な調整内容
単独補助 によるもの	補助金名 西条市土地改良連合協議会補助金			補助金名 東予市土地改良区協議会補助金			補助金名 丹原町土地改良区補助金			補助金名 小松町土地改良協議会補助金		新市移行後、速やかに調整する。
	目 的 農業生産基盤の強化につとめ、営農技術の確立のために協議会が各土地改良区との連絡・調整を行う事務補助を行う。			目 的 各(16)土地改良区が行う土地改良事業を円滑に推進する。			目 的 土地改良区に対し、助言、指導を行い健全な運営維持を図る。			目 的 農業生産基盤の強化及び、営農技術の確立のため、各土地改良区との連絡、調整を行う。		
	対象・団体名 西条市土地改良連合協議会			対象・団体名 東予市土地改良区協議会			対象・団体名 丹原町土地改良区			対象・団体名 小松町土地改良協議会		
	改良区事務に対する協議会負担金											
	平成１３年度実績 250,000円			平成１３年度実績 3,591,000円			平成１３年度実績 1,951,900円			平成１３年度実績 550,000円		
	平成１４年度予算 250,000円			平成１４年度予算 3,591,000円			平成１４年度予算 1,952,000円			平成１４年度予算 550,000円		
										土地改良事業推進助成金		
										平成１３年度実績 100,000円		
										平成１４年度予算 100,000円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	商 工 労 政 分 科 会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 西条商工会議所補助金 目 的 商工会議所組織強化及び商工業全般の改善、振興等、社会一般の福祉増進を図る 対象・団体名 西条商工会議所 平成１３年度実績 ２，１１０，０００円 平成１４年度予算 ２，１１０，０００円	補助金名 東予市商工会議所補助金 目 的 商工会議所組織強化及び商工業全般の改善、振興等、社会一般の福祉増進を図る 対象・団体名 東予市商工会議所 平成１３年度実績 ２，８００，０００円 平成１４年度予算 ２，８００，０００円	補助金名 丹原町商工会補助金 目 的 商工業者及び地域小規模事業者の経営の安定と促進するための各種事業の推進 対象・団体名 丹原町商工会 平成１３年度実績 ６，１００，０００円 平成１４年度予算 ６，６３５，０００円	補助金名 小松町商工会補助金 目 的 商工会運営における組織強化、商工業全般の改善及び振興等を図る 対象・団体名 小松町商工会 平成１３年度実績 ４，３００，０００円 平成１４年度予算 ４，３００，０００円	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
単独補助 によるもの			補助金名 商工青年部育成補助金 目 的 商工業者・地域小規模事業者の経営安定と促進の為に各種事業の推進。 対象・団体名 丹原商工会青年部 平成１３年度実績 １００，０００円 平成１４年度予算 １００，０００円	補助金名 後継者対策補助金 目 的 若手後継者の人材育成、経営意識の向上等への助成 対象・団体名 小松町商工会 平成１３年度実績 ２００，０００円 平成１４年度予算 ２００，０００円	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
単独補助 によるもの			補助金名 商工会女性部育成補助金 目 的 商工業者・地域小規模事業者経営安定と促進事業推進 対象・団体名 丹原商工会女性部 平成１３年度実績 １００，０００円 平成１４年度予算 １００，０００円		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 愛媛県宅地建物取引業協会西条支部補助金 目 的 宅地建物取引業者の品位向上を図り相互扶助精神の高揚、宅地建物取引に係る業務の進歩改善を図る。 対象・団体名 愛媛県宅地建物取引業協会西条支部 平成１３年度実績 ４０，０００円 平成１４年度予算 ４０，０００円				新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの		補助金名 東予手すき和紙振興会 目 的 手すき和紙の振興、発展を図る。 対象・団体名 東予手すき和紙振興会 市内７業者 平成１３年度実績 ９０，０００円 平成１４年度予算 ９０，０００円			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	商 工 労 政 分 科 会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 西条商店街まちづくり協議会補助金 目 的 同協議会へ補助金を交付することにより市内商店街の活性化及び健全育成を図る 対象・団体名 西条商店街まちづくり協議会 平成１３年度実績 ４５０,０００円 平成１４年度予算 ４５０,０００円		補助金名 丹原町商店連盟補助金 目 的 商店街の振興発展のため、夜市、年末大売出し、街路灯保守整備の各事業を行う 対象・団体名 丹原町商店連盟 平成１３年度実績 １,０９０,０００円 平成１４年度予算 １,０９０,０００円		新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの			補助金名 丹原商店街振興対策協議会補助金 内 容 商店街の振興と活性化対策について調査研究を実施し商工業者自ら問題及び改善に向けた目的意識の高揚を図る。 対象・団体名 丹原商店街振興対策協議会 平成１３年度実績 ２００,０００円 平成１４年度予算 ２００,０００円		新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	助成金名 西条地域労働者福祉協議会助成金 目 的 西条地域労働者福祉協議会の運営業務に対し、予算の範囲内で助成を行うことにより、西条地域における労働者福祉を推進に資する。 対象・団体名 西条地域労働者福祉協議会 平成１３年度実績 ５００,０００円 平成１４年度予算 ５００,０００円	補助金名 東予市労働者福祉協議会補助金 目 的 東予市労働者福祉協議会に対して補助を行うことにより、勤労者の連携強化と福祉の向上を図る。 対象・団体名 東予市労働者福祉協議会 平成１３年度実績 ３,６８４,８３８円 平成１４年度予算 ３,６８４,８３８円	補助金名 丹原町労働者福祉協議会補助金 目 的 勤労者の福祉向上の為 対象・団体名 東予勤労福祉会館勤労者福祉協議会 平成１３年度実績 １２０,０００円 平成１４年度予算 １２０,０００円	補助金名 東予市周桑地域労働者福祉協議会補助金 目 的 小松町勤労者福祉向上、周桑地域・東予市地域の勤労者福祉増進 対象・団体名 東予市周桑地域労働者福祉協議会 平成１３年度実績 ３０,０００円 平成１４年度予算 ３０,０００円	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
単独補助 によるもの			補助金名 丹原町勤労者協議会補助金 目 的 相互扶助と親睦を深め、生活をより豊かにし、地位の向上に努力する。 対象・団体名 丹原町勤労者協議会 平成１３年度実績 １６０,０００円 平成１４年度予算 １６０,０００円		新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの				補助金名 小松町勤労者福祉協議会補助金 目 的 補助を行い、勤労者福祉の向上 対象・団体名 小松町勤労者福祉協議会 平成１３年度実績 ２,７００,０００円 平成１４年度実績 ２,７００,０００円	新市移行後、速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目		団体運営補助			
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名		産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	観 光 分 科 会	
調 整 方 針									
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容
単独補助 によるもの	補助金名	西条市観光協会補助金	補助金名	東予市観光協会補助金	補助金名	丹原町観光協会補助金	補助金名	小松町観光協会補助金	新市移行後、速やかに調整する。
	目 的	西条地方の文化厚生の発展向上並びに産業の振興に寄与するため、観光事業の健全な発達を図る。	目 的	東予市の観光に関する事業の振興に協力し、観光事業の健全な発達を図る。	目 的	丹原町の観光事業を振興し内外観光客の誘致を図り、産業、経済を発展向上させると共に、公共の福祉に寄与することを目的とする。	目 的	小松町の観光に関する事業の振興に協力し、当地方の産業化景勝の紹介、発展を助長し、文化経済の向上に寄与する事を目的とする。	
	対象・団体名		対象・団体名		対象・団体名		対象・団体名		
	西条市観光協会		東予市観光協会		丹原町観光協会		小松町観光協会		
	平成１３年度実績	３５０,０００円	平成１３年度実績	３００,０００円	平成１３年度実績	１,４１５,０００円	平成１３年度実績	８５０,０００円	
	平成１４年度予算	３５０,０００円	平成１４年度予算	３００,０００円	平成１４年度予算	１,４１５,０００円	平成１４年度予算	１,０５０,０００円	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助	
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名 農 業 委 員 会 分 科 会
調 整 方 針						
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容	
単独補助 によるもの		補助金名 東予市農業者年金連絡協議会補助金 目 的 会員相互の親睦と経済的向上の発展を図ると共に農政の振興発展と農業者の福祉の充実に寄与することを目指すとする。 対象・団体名 東予市農業者年金連絡協議会 平成１３年度実績 １３５，０００円 平成１４年度予算 １３５，０００円			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの		補助金名 東予市緑を守り育てる会補助金 目 的 緑化の推進を図るため、各種事業を開催し、啓発等に努める。 対象・団体名 東予市緑を守り育てる会 平成１３年度実績 125,000円 平成１４年度予算 1,010,000円			現行のとおりとする。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 道路愛護団体補助金 目 的 山間部における生活環境改善、交通安全を図るため、実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付する。 対象・団体名 自治会、各種団体が組織する団体 平成１３年度実績 ３，７３７，０００円 平成１４年度予算 ４，１０３，０００円				新市移行後速やかに、西条市の例により調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 東予港(西条地区)管理協議会補助金 目 的 東予港(西条地区)発展の為 対象・団体名 東予港(西条地区)管理協議会 平成１３年度実績 ２２０，０００円 平成１４年度予算 ２２０，０００円	補助金名 東予市海事振興会補助金 目 的 海事関係事業伸展のため等 対象・団体名 東予市海事振興会 平成１３年度実績 １００，０００円 平成１４年度予算 １００，０００円			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
単独補助 によるもの		補助金名 東予港整備促進期成同盟会補助金 目 的 東予港の整備促進を図る等 対象・団体名 東予港整備促進期成同盟会 平成１３年度実績 １５０，０００円 平成１４年度予算 １５０，０００円			新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	教 育 部 会	分 科 会 名	学校教育分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市小学校体育連盟補助金 目 的 西条市における体育・スポーツの振興発展の助成として、体育・スポーツ団体に対し補助金を交付する 内 容 ５月１日現在の児童数×80 円 対象・団体名 西条市小学校体育連盟 平成１３年度実績 2 9 3 , 0 4 0 円 平成１４年度予算 3 0 0 , 0 0 0 円	補助金名 東予周桑小学校体育連盟補助金 目 的 東予市における体育・スポーツの振興発展の助成として、体育・スポーツ団体に対し補助金を交付する 内 容 ５月１日現在の児童数×185円 対象・団体名 東予市小学校体育連盟 平成１３年度実績 3 4 4 , 8 3 5 円 平成１４年度予算 3 5 1 , 0 0 0 円	補助金名 東予周桑小学校体育連盟補助金 目 的 東予・周桑郡の小学生の体育、スポーツの振興と健康の保持、増進 内 容 ５月１日現在の児童数×185円 対象・団体名 東予・周桑小学校体育連盟 平成１３年度実績 1 4 0 , 4 4 5 円 平成１４年度予算 1 4 0 , 0 0 0 円	補助金名 東予周桑小学校体育連盟補助金 目 的 東予・周桑郡の小学生の体育、スポーツの振興と健康の保持、増進 内 容 ５月１日現在の児童数×185円 対象・団体名 東予・周桑小学校体育連盟 平成１３年度実績 1 0 9 , 8 0 0 円 平成１４年度予算 1 0 9 , 8 0 0 円	現行のとおりとするが、一人当たりの単価については、新市移行後速やかに調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市中学校体育連盟補助金 目 的 西条市における体育・スポーツの振興発展の助成として、体育・スポーツ団体に対し補助金を交付する 内 容 ５月１日現在の生徒数×380 円 対象・団体名 西条市中学校体育連盟 平成１３年度実績 6 9 0 , 0 8 0 円 平成１４年度予算 4 2 2 , 0 0 0 円	補助金名 東予周桑中学校体育連盟補助金 目 的 東予市における体育・スポーツの振興発展の助成として、体育・スポーツ団体に対し補助金を交付する 内 容 ５月１日現在の生徒数×300 円 対象・団体名 東予市中学校体育連盟 平成１３年度実績 5 7 8 , 5 0 0 円 平成１４年度予算 5 7 7 , 0 0 0 円	補助金名 東予周桑中学校体育連盟補助金 目 的 東予・周桑郡の小学生の体育、スポーツの振興と健康の保持、増進 内 容 ５月１日現在の生徒数×300 円 対象・団体名 東予・周桑中学校体育連盟 平成１３年度実績 2 3 1 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 2 2 8 , 0 0 0 円	補助金名 東予周桑中学校体育連盟補助金 目 的 東予・周桑郡の小学生の体育、スポーツの振興と健康の保持、増進 内 容 ５月１日現在の生徒数×300 円 対象・団体名 東予・周桑中学校体育連盟 平成１３年度実績 1 7 5 , 2 5 0 円 平成１４年度予算 1 7 5 , 2 5 0 円	現行のとおりとするが、一人当たりの単価については、新市移行後速やかに調整する。		
単独補助 によるもの		補助金名 東予周桑学校体育会補助金 目 的 東予市周桑郡教職員健康保持増進 対象・団体名 東予市内教職員 平成１３年度実績 1 0 9 , 6 0 0 円 平成１４年度予算 1 1 5 , 0 0 0 円	補助金名 東予周桑学校体育会補助金 目 的 東予市周桑郡教職員健康保持増進 対象・団体名 丹原町内教職員 平成１３年度実績 5 1 , 2 6 0 円 平成１４年度予算 5 1 , 2 6 0 円	補助金名 東予周桑学校体育会補助金 目 的 東予市周桑郡教職員健康保持増進 対象・団体名 小松町内教職員 平成１３年度実績 3 1 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 3 1 , 0 0 0 円	新市移行後、速やかに廃止の方向で調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 いじめ・不登校対策委員会運営事業補助金 目 的 学校・家庭・地域が連携・協力し、地域ぐるみでいじめや不登校等の問題解決に取り組むため、各学校区及び市全体に対策委員会を設置し、問題の早期発見と早期解決を図る。 対象・団体名 ・西条市いじめ不登校対策協議会 ・各中学校区いじめ不登校対策協議会 ・各小中学校区いじめ不登校対策協議会 平成１３年度実績 3 5 5 , 0 0 0 円 平成１４年度予算 4 2 0 , 0 0 0 円		名 称 いじめ不登校対策協議会運営事業 目 的 学校・家庭・地域が連携・協力し、地域ぐるみでいじめや不登校等の問題解決に取り組むため、各学校区及び市全体に対策委員会を設置し、問題の早期発見と早期解決を図る。 （補助金の支出はなし）	名 称 いじめ不登校対策事業 目 的 学校・家庭・地域が連携・協力し、地域ぐるみでいじめや不登校等の問題解決に取り組むため、各学校区及び市全体に対策委員会を設置し、問題の早期発見と早期解決を図る。 （補助金の支出はなし）	新市移行後速やかに西条市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	学校教育分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 青少年健全育成地区組織実践活動補助金 目 的 地域社会における子どもの体験活動の充実のため、指導者の要請と活動の充実を図るため助成する 対象・団体名 各地区健全育成協議会（11 地区） 平成 1 3 年度実績 7 7 0 , 0 0 0 円 平成 1 4 年度予算 7 7 0 , 0 0 0 円				新市移行後速やかに西条市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	教 育 部 会	分 科 会 名	社会教育分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 西条文化協会活動費補助金 目 的 会員相互の親睦並びに文化の向上を 目的とした活動に要する経費に対す る補助 対象・団体名 西条文化協会 平成１３年度実績 １２０,０００円 平成１４年度予算 １２０,０００円	補助金名 文化協会補助金 目 的 文化団体相互の連絡協調を図ると共 に、会員相互の研修親睦を図り、文 化活動を振興に寄与する。 対象・団体名 東予市文化協会 平成１３年度実績 ８１０,０００円 平成１４年度予算 ８１０,０００円	補助金名 丹原町文化協会補助金 目 的 丹原町文化協会の活動経費補助 対象・団体名 丹原町文化協会 平成１３年度実績 ４５０,０００円 平成１４年度予算 １５０,０００円	補助金名 小松町文化協会補助金 目 的 小松町文化協会の活動経費補助 対象・団体名 小松町文化協会 平成１３年度実績 ２３０,０００円 平成１４年度予算 ２３０,０００円	新市移行後も当分の間現行ど おりとし、随時調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 ＰＴＡ活動費補助金 目 的 西条市の教養力を高めることを目的 にＰＴＡ連合会が実施する事業に対 する補助 対象・団体名 西条市ＰＴＡ連合会 平成１３年度実績 １７０,０００円 平成１４年度予算 １７０,０００円	補助金名 ＰＴＡ連合会補助金 目 的 市内小・中学校ＰＴＡの連絡協調を 図り、その発展を助長し、市内教育 の進行並びに児童生徒の豊かな人間 性を培い、会員相互の研修教養の向 上に努める 対象・団体名 東予市ＰＴＡ連合会 平成１３年度実績 １８０,０００円 平成１４年度予算 １８０,０００円	補助金名 社会教育団体(ＰＴＡ)活動費補助金 目 的 広報活動、ＰＴＡ大学、郡ＰＴＡ親 睦球技大会、親子キャンプ、親子奉 仕作業、地区別懇談会等の学校ＰＴ Ａ事業の充実を図る 対象・団体名 丹原町ＰＴＡ連絡協議会 平成１３年度実績 ８００,０００円 平成１４年度予算 ８００,０００円	補助金名 ＰＴＡ連絡協議会補助金 目 的 学校ＰＴＡ事業の充実を図る 対象・団体名 幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校の各 ＰＴＡ 平成１３年度実績 １４０,０００円 平成１４年度予算 １４０,０００円	新市移行後、速やかに調整す る。		
単独補助 によるもの	補助金名 連合婦人会補助金 目 的 会員の自覚と会員相互の連帯感を深 め、相互学習と地域に根ざした婦人 会活動を強力に推進し、教養と知性 向上並びに地域社会の発展を目的と して、西条市連合婦人会が行う事業 及び婦人会の運営に要する費用に対 する補助 対象・団体名 西条市連合婦人会 平成１３年度実績 ６７０,０００円 平成１４年度予算 ６７０,０００円	補助金名 連合婦人会補助金 目 的 市内地区婦人会の緊密な連絡協調、 婦人の教養及び社会的地位の向上並 びに会員相互の親睦を図る 対象・団体名 東予市連合婦人会 平成１３年度実績 ６４４,０００円 平成１４年度予算 ６４４,０００円	補助金名 社会教育団体(婦人会)活動費補助金 目 的 組織の自主性を高め、教養と知性向 上に努める明るい家庭の建設者であ り、愛と真心をもって、進んで地域 社会の発展に尽くす 対象・団体名 丹原町連合婦人会 平成１３年度実績 ８６０,０００円 平成１４年度予算 ８６０,０００円	補助金名 婦人会補助金 目 的 婦人会の活動経費補助 対象・団体名 小松地区婦人会・石根地区婦人会 平成１３年度実績 １００,０００円 平成１４年度予算 １００,０００円	新市移行後、速やかに調整す る。		
単独補助 によるもの	名 称 婦人団体連絡協議会 市直接事業の為補助金の交付はなし			補助金名 女性団体連絡協議会補助金 目 的 女性団体の活動の活性化を図る 対象・団体名 婦人会ほか１０女性団体 平成１３年度実績 ３０,０００円 平成１４年度予算 ３０,０００円	新市移行後、速やかに調整す る。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	教 育 部 会	分 科 会 名	社会教育分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市ボーイスカウト育成会活動費補助金 目 的 会員の自覚と会員相互の連帯感を深め、相互学習と地域に根ざした活動を強力に推進し、心身共に豊かな人間性のある子どもを育てる活動に対する補助 対象・団体名 西条市ボーイスカウト育成会 平成１３年度実績 ５０,０００円 平成１４年度予算 ５０,０００円	補助金名 ボーイスカウト育成会補助金 目 的 会員相互の連帯感を深め、正しい教育観のもと、心身ともに豊かな人間性のある子どもを育て、地域に根ざした活動を図る 対象・団体名 ボーイスカウト育成会 平成１３年度実績 ５０,０００円 平成１４年度予算 ５０,０００円	補助金名 ボーイスカウト丹原第一団カブスカウト活動費補助金 目 的 ボーイスカウト隊員としての資質づくり、地域に貢献するスカウト活動の充実、ボーイスカウト活動の普及と指導員の養成 対象・団体名 ボーイスカウト丹原第一団カブスカウト 平成１３年度実績 ８０,０００円 平成１４年度予算 ８０,０００円		新市移行後、速やかに調整する。		
単独補助 によるもの		補助金名 愛護班連絡協議会補助金 目 的 地域での愛護班活動に対する補助 対象・団体名 愛護班連絡協議会 平成１３年度実績 ２５２,０００円 平成１４年度予算 ２５２,０００円	補助金名 愛護班活動費補助金 目 的 地域での愛護班活動に対する補助 対象・団体名 大谷典子ほか 35 人 平成１３年度実績 １９４,１００円 平成１４年度予算 ２００,０００円	補助金名 愛護班活動費補助金 目 的 地域での愛護班活動に対する補助 対象・団体名 小松・石根地区愛護班連絡協議会 平成１３年度実績 １５９,０００円 平成１４年度予算 １５９,０００円			
単独補助 によるもの			補助金名 社会教育団体(青年団)活動費補助金 目 的 青年団の活性化を図る 対象・団体名 丹原町連合青年団 平成１３年度実績 ３０,０００円 平成１４年度予算 ０円		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		
単独補助 によるもの	補助金名 財団法人愛媛民芸館運営費補助金 目 的 市民文化振興を目的とし、(財)愛媛民芸館の事業及び運営費用に対する補助 対象・団体名 財団法人 愛媛民芸館 平成１３年度実績 ２５０,０００円 平成１４年度予算 ２５０,０００円				現行のとおりとする。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）		細 項 目	団体運営補助		
事 務 事 業 名				専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会
調 整 方 針							
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	具体的な調整内容		
単独補助 によるもの	補助金名 西条市スポーツ少年団補助金	補助金名 東予市スポーツ少年団補助金	補助金名 丹原町スポーツ少年団連絡協議会補助金	補助金名 小松町スポーツ少年団補助金	新市移行後、速やかに調整する。		
	目 的 スポーツを通して青少年の心身を鍛練する為、スポーツ少年団の育成と発展に寄与する事を目的とする。	目 的 青少年の健全育成、育成団体の円滑な活動継続の支援を通じ社会体育の健全なる普及を目的とする。	目 的 青少年の健全育成、育成団体の円滑な活動継続の支援を通じ社会体育の健全なる普及を目的とする。	目 的 スポーツ少年団普及育成及び活動活発化を図り、スポーツ振興、心身の健全育成に資する事を目的とする。			
	対象・団体名 西条市スポーツ少年団組織	対象・団体名 東予市スポーツ少年団組織	対象・団体名 丹原町スポーツ少年団連絡協議会	対象・団体名 小松町スポーツ少年団			
	平成１３年度実績 ５０,０００円	平成１３年度実績 ３０２,０００円	平成１３年度実績 ２００,０００円	平成１３年度実績 ５０,０００円			
	平成１４年度予算 ５０,０００円	平成１４年度予算 ３０２,０００円	平成１４年度予算 ２３０,０００円	平成１４年度予算 ５０,０００円			
単独補助 によるもの	補助金名 財団法人西条市体育協会一般活動費補助金	補助金名 東予市体育協会一般活動費補助金	補助金名 丹原町体育協会補助金	補助金名 小松町体育協会補助金	新市移行後、速やかに調整する。		
	目 的 西条市における体育の振興発展のための助成として、西条市体育協会に対し、補助金を交付する。	目 的 東予市における体育の振興発展のための助成として、東予市体育協会に対し、補助金を交付する。	目 的 丹原町における体育の振興発展のための助成として、丹原町体育協会に対し、補助金を交付する。	目 的 小松町における体育の振興発展のための助成として、小松町体育協会に対し、補助金を交付する。			
	対象・団体名 財団法人西条市体育協会	対象・団体名 東予市体育協会	対象・団体名 丹原町体育協会	対象・団体名 小松町体育協会			
	平成１３年度実績 １００,０００円	平成１３年度実績 ９６５,０００円	平成１３年度実績 ８００,０００円	平成１３年度実績 １,０１７,０００円			
	平成１４年度予算 １００,０００円	平成１４年度予算 ９６５,０００円	平成１４年度予算 ８２４,０００円	平成１４年度予算 ９３０,０００円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		補助金・交付金等の取扱い（その１）			細 項 目	団体運営補助			
事 務 事 業 名					専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	人権・同和教育分科会	
調 整 方 針									
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		具体的な調整内容
単独補助 によるもの	補助金名 愛媛県同和教育協議会西条支部補助金		補助金名 東予市同和教育協議会補助金		補助金名 丹原町同和教育協議会補助金		補助金名 小松町同和教育協議会補助金		新市移行後、速やかに調整する。
	目 的 真の民主化と基本的人権擁護の立場から同和教育の正しいあり方を研究協議すると共にその推進を図る。		目 的 基本的人権を尊重する立場から、同和教育の正しいあり方を研究協議するとともに、市民総ぐるみの同和教育の推進を図ることを目的とする。		目 的 基本的人権を尊重する立場から、同和対策審議会答申の理念にのっとり同和教育の正しいあり方を研究協議するとともに、その推進を図る。		目 的 基本的人権を尊重し、同和教育の正しいあり方を研究・協議するとともに、その推進を図る。		
	対象・団体名 愛媛県同和教育協議会西条支部		対象・団体名 東予市同和教育協議会		対象・団体名 丹原町同和教育協議会		対象・団体名 小松町同和教育協議会		
	平成１３年度実績 1,622,000円		平成１３年度実績 9,288,000円		平成１３年度実績 2,667,780円		平成１３年度実績 1,804,360円		
	平成１４年度予算 1,622,000円		平成１４年度予算 9,288,000円		平成１４年度予算 2,978,000円		平成１４年度予算 1,781,000円		

補助金（助成金）及び交付金に関する法令等

補助金について

地方自治法（昭和22年・法律第67号）

第232条の2〔寄附又は補助〕

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

定 義

補助金とは、国または地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他のものを交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金を含むと解されているが、地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。

補助金の一般的な性格としては、相当の反対給付を受けないものであること、交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。（第一法規「地方自治法実務辞典」より）

解 説

1．補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。

（ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より）

2．「公益上必要がある」か否かは当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為でないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。

（ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より）

3．補助金には、単独補助によるものと国県補助を伴うものに分類される。

（1） 単独補助によるもの

市町が独自の判断によって補助するもの。

（2） 国県補助を伴うもの

国又は県の施策に基づき、国(県)から補助を受け市町を経由して補助するもの。

（市町が継ぎ足し補助をする場合がある。）

4．奨励金、助成金等について

補助金として支出されるものの中には、その名称を奨励金、助成金等を使用しているものもあり、実質によって補助金と同様な取扱いをする場合がある。今回は補助金に含めている。

（ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より）

交付金について

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。

（ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より）

参 考

各種団体に対する補助金、交付金等の取扱いについて

市町村は、その地域の振興発展を図るための施策の一環として、地域内の各種団体に対して、当該団体が行う事業に対して補助金を交付する等財政的な援助措置を講じている。

この補助金の交付対象事業は、それぞれの市町村の自然的、経済的、文化的、社会的諸条件、あるいは歴史的、伝統的条件等の相違により、その種類は必ずしも画一的ではなく、また補助金の交付条件等の態様もまちまちである。しかも、市町村のそれぞれの財政事情等により交付しているところと交付していないところがある。

合併関係市町村がこの問題を協議するにあたっては、各種団体の動向の把握と将来への希望等を十分に把握したうえで、合併後の取扱いについて協議しておくことが必要である。

補助金（助成金）及び交付金に関する先例地事例

〔篠 山 市〕

各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において検討するものとする。

- 1．各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- 2．各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- 3．他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

〔宇摩合併協議会〕

4市町村の補助金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整するものとする。

なお、団体運営補助金については、

- 1．同一又は同種の補助金については、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- 2．独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- 3．他の補助金等に整理統合できる補助金については、廃止する。

また、事業補助金については、

- 1．同一又は同種の補助金については、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- 2．独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- 3．他の補助金等に整理統合できる補助金については、廃止する。

〔潮 来 市〕

従来からの経緯、実情に配慮しつつ、概ね以下のように調整を図るものとした。

- 1．両町で同一又は同種の制度については、原則として、潮来町の補助制度に統一
- 2．両町単独の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおり。
- 3．整理統合できる補助制度については、廃止。

〔西 東 京 市〕

2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。

- 1．両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。
- 2．一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績等を踏まえ新市において調整を図る。
- 3．両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
- 4．一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績等を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

〔引田町・白鳥町・大内町合併協議会〕

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。

- 1．同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- 2．独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。
- 3．整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

〔大 船 渡 市〕

両市町の補助金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。

- 1．両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- 2．両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- 3．他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(環境衛生関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い	細 項 目	環境衛生関係		
事 務 事 業 名	環境衛生関係事業	専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名	環境分科会
項 目	調 整 方 針				
一般家庭用ごみ袋配付	1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。 なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 （１）可燃ごみ袋は、１世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。 （２）不燃ごみ袋は、１世帯大20枚とする。 （３）粗大ごみ処理券は、１世帯10枚とする。 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。 調整方針説明資料（P. 4 3 参照）				
ごみの収集	ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P. 4 4 参照）				
環境美化事業	一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P. 4 5 参照）				
最終処分場	1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。 調整方針説明資料（P. 4 6 参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い		細 項 目	環境衛生関係		
事 務 事 業 名	一般家庭用ごみ袋配付		専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名	環境分科会
調 整 方 針	1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。 なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 （１）可燃ごみ袋は、１世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。 （２）不燃ごみ袋は、１世帯大20枚とする。 （３）粗大ごみ処理券は、１世帯10枚とする。 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 指定ごみ袋等の無償配付基準 可燃ごみ袋 １・２人世帯 大30枚 中30枚（３月） 大20枚 中30枚（８月） ３・４人世帯 大60枚（３月）大50枚（８月） ５人以上世帯 大70枚（３月）大60枚（８月） 不燃ごみ袋（３月のみ） 一律 中20枚 粗大ごみ処理券（３月のみ） 一律 10枚 ごみカレンダー 一律 1枚 その他 戸別配付用手提げ袋 自治会管理用ごみ袋 可燃ごみ袋（２回に分けて） 大60枚 不燃ごみ袋（３月のみ） 中30枚 送付先が班別の所は、可燃20枚・不燃10枚	1 指定ごみ袋等の無償配付基準 可燃ごみ袋 一律 大110枚 不燃ごみ袋 一律 大 30枚 （追加配付希望者へ20枚追加配付できる。） 粗大ごみ処理券 一律 10枚 ごみカレンダー パンフ（４年に１回程度） その他 特になし 自治会管理用ごみ袋 1世帯分配付。	1 指定ごみ袋等の無償配付基準 可燃ごみ袋 一律 大110枚 不燃ごみ袋 一律 中 30枚 （追加配付希望者へ20枚追加配付できる。） 粗大ごみ処理券 一律 10枚 ごみカレンダー 健康カレンダーの中に記載 その他 特になし 自治会管理用ごみ袋 各集会所に、可燃大50枚、不燃中30枚、粗大30枚配付。	1 指定ごみ袋等の無償配付基準 可燃ごみ袋 １・２人世帯 大 50枚 中 60枚 ３～５人世帯 大110枚 ６人以上世帯 大140枚 不燃ごみ袋 １・２人世帯 中 20枚 ３～５人世帯 大 20枚 ６人以上世帯 大 20枚 粗大ごみ処理券 一律 8枚 ごみカレンダー 各世帯 1枚 その他 分別収集チラシ各世帯 1枚 家庭ごみの正しい出し方各世帯1枚 自治会管理用ごみ袋等 可燃110枚 不燃 20枚	指定ごみ袋等の無償配付基準が異なる。	一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。 なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 (1)可燃ごみ袋は、１世帯当たり大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。 (2)不燃ごみ袋は、1世帯当たり大20枚とする。 (3)粗大ごみ処理券は、1世帯当たり10枚とする。	
2 配付手数料 自治会への謝礼（指定袋１枚当２円）	2 配付手数料等 連合自治会へごみ袋配付謝礼（一世帯 100 円）	2 配付手数料等 自治会等への委託料（一世帯100円）	2 配付手数料等 自治会等への謝礼金 なし	指定ごみ袋等の配付手数料等の取り扱いが異なる。	指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、東予市及び丹原町の例により、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い			細 項 目	環境衛生関係				
事 務 事 業 名	ごみの収集			専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名	環境分科会		
調 整 方 針	ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。								
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容			
西 条 市		東 予 市		丹 原 町				小 松 町	
【ごみの収集状況】（平成14年3月31日現在） 対象世帯・人員 23,080世帯・59,219人 対象地区 市内全域 収集率 100％ 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 【ごみの収集方法】 委託収集 収集回数 （ステーション数・H13収集量） 可燃ごみ 週2回 （849箇所・11,693t） 不燃ごみ 週1回 （694箇所・ 1,021t） 山間部 月2回 （ 68箇所） 粗大ごみ（廃乾電池） 月1回 （784箇所・ 523t） びん・ペットボトル 月1回 （793箇所・ 1,405t） 古紙 月1回		【ごみの収集状況】（平成14年3月31日現在） 対象世帯・人員 12,891世帯・33,738人 対象地区 市内全域 収集率 100％ 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 【ごみの収集方法】 委託収集 収集回数 （ステーション数・H13収集量） 可燃ごみ 週2回 （約550箇所・ 6,635t） 山間部 週1回 （ 1箇所） 不燃ごみ（廃乾電池） 週1回 （約500箇所・ 948t） 粗大ごみ 月2回 （ 12箇所・ 212t） 古紙、びん・ペットボトル 月1回 （ 94箇所・ 769t）		【ごみの収集状況】（平成14年3月31日現在） 対象世帯・人員 4,763世帯・13,711人 対象地区 町内全域 収集率 100％ 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 【ごみの収集方法】 委託収集 収集回数 （ステーション数・H13収集量） 可燃ごみ 週2回 （ 230箇所・ 2,303t） 不燃ごみ 週1回 （ 75箇所・ 287t） 山間部 月1回 （ 10箇所） 粗大ごみ（廃乾電池） 月1回 （ 51箇所・ 90t） びん・ペットボトル 月1回 （ 54箇所・ 63t） 古紙 月1回		【ごみの収集状況】（平成14年3月31日現在） 対象世帯・人員 3,734世帯・10,168人 対象地区 町内全域（山間部を除く。） 収集率 100％ 収集体制 委託 収集方式 ステーション方式 【ごみの収集方法】 委託収集 収集回数 （ステーション数・H13収集量） 可燃ごみ 週2回 （ 119箇所・ 2,606t） 不燃ごみ（廃乾電池） 月2回 （ 119箇所・ 299t） 粗大ごみ 月1回 （ 119箇所・ 63t） びん・ペットボトル 月1回 （ 28箇所・ 48t） 古紙 月1回 （ 28箇所・ 235t）		不燃ごみ、粗大ごみの 収集回数が異なる。	ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い			細 項 目	環境衛生関係		
事 務 事 業 名	環境美化事業			専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名	環境分科会
調 整 方 針	一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 全市的に環境美化を目指す目的で実施する。 【事業概要】 春期一斉清掃（実施時期 5 月中旬～ 6 月下旬） 飯岡、大町、神戸、橘校区は、連合自治会活動として実施し、玉津、西条、神拝、禎瑞、氷見校区は、単位自治会活動として実施。主に水路等の清掃。 秋期一斉清掃（実施時期9月中旬～10月上旬） 飯岡、大町、神戸、橘、氷見校区は、連合自治会活動として実施し、玉津、西条、神拝、禎瑞校区及び山間部は、単位自治会活動として実施。主に河川堤防等の草刈。 水質保全区域の河川一斉清掃 （実施時期、原則として7月の第1日曜日） 市が主催し、市民及び企業にも参加を呼びかけ平成6年度から実施。 参加者 約1,800人 ボランティア清掃 海岸、河川、道路沿いのごみ収集活動。 収集運搬は市がおこなう。 市の対応 参加者に係る傷害保険への加入。 清掃用品等の支給及び貸し出し。 ごみの収集及び処理。 参加報償（連合自治会等への報償、河川一斉清掃参加者への記念品等）	【目的】 市内の環境美化に努める。 【事業概要】 春期一斉清掃（実施時期 4 月中旬～ 5 月中旬） 連合自治会活動として実施。 水路、公園等公共場所の清掃。 秋期一斉清掃（実施時期 9 月） 連合自治会活動として実施。 水路、公園等の清掃。 ボランティア清掃 海岸、土手及び道路沿いのごみ拾い活動。 リフレッシュ瀬戸内 ごみ袋支給、処理費用市負担。 大明神川土手ボランティア清掃等 ごみ袋支給、処理費用市負担。 クリーン愛媛運動 ごみ袋支給、処理費用市負担。 市の対応 連合自治会に一斉清掃実施に係る補助金を交付。	【目的】 生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 【事業概要】 一斉清掃(実施時期 5 月～ 7 月) 公民館単位で実施。 水路、公園等公共場所の清掃。 ボランティア清掃 道路、河川のごみ拾い。 小・中学校（7校） 公民館 （4地区） クリーン愛媛期間中 町の対応 ごみ袋支給。	【目的】 全町的に清掃活動を通じて、環境美化意識の高揚を図ることを目的とする。 【事業概要】 クリーンデー こまつクリーンデー 毎年7月第3日曜日をクリーンデーと位置付け、自治会単位でボランティア清掃活動。（公共施設、公衆道路等）収集したゴミは自治会がクリーンセンター及び最終処分場へ搬入。 ゴミ袋及び処理費用は町負担。実施自治会にゴミ運搬謝礼として報償費5000円を支給。 ボランティア清掃 河川、公衆道路、公共施設等のごみ収集活動。 収集運搬は実施ボランティア団体。 町の対応 ゴミ袋及び処理費用は町負担。 ゴミ収集運搬は実施団体。	清掃方法、清掃日程が異なる。	一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（環境衛生関係）の取扱い			細 項 目	環境衛生関係		
事 務 事 業 名	最終処分場			専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名	環境分科会
調 整 方 針	1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【所在地】 西条市船屋乙16外 【形 態】 安定型 【搬入物】 一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、壁土、ブロック、土砂等 【面 積】 47,567㎡（埋立面積 5,600㎡） 【容 量】 20,545㎡（残容量 約3,500㎡） （13年度埋立量・・・980t） 【年間受入量】制限なし 【搬入日】 火・木・土曜日、毎月第1日曜日 【事務手順】 生活環境課窓口にて申請、搬入許可証交付。 【管理形態】 管理 シルバー人材センターに委託。（火・木・土と毎月第1日曜日、午前9時～午後4時30分） その他臨時的対応は職員が行う。 場内整備 年5回～6回の整地作業を実施。除草作業は、通路は管理人が、場内及び法面については人夫賃で対応。 水質検査 一般項目 年4回（業者委託） 重金属等 年1回（業者委託） ダイオキシン類 なし 【処分場の受入残余年数(予測)】 約3.5年 【処分場整備計画】 船屋不燃物捨場の下流部に、新しい処分場整備のため用地取得を目指している。	【所在地】 東予市河之内甲3 2 - 1 【形 態】 管理型 【搬入物】 一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、壁土、ブロック、土砂等 【面 積】 23,591㎡（埋立面積 13,600㎡） 【容 量】 70,000㎡（残容量 約50,000㎡） （13年度埋立量・・・5380t） 【年間受入量】一家庭 年間4tまで 【搬入日】 火、木、日曜日 【事務手順】 生活環境課窓口にて申請、搬入許可書交付。 搬入される廃棄物を管理人が検査し、搬入させる。 計量後処分場で料金を徴収。 【管理形態】 管理 嘱託職員1名、シルバー人材センター1名（2名の交代）委託。（火、木、日、9時から16時まで） 月、水はシルバー人材センター1名（2名の交代）委託。 浸出水の処理施設の運転管理を業者に委託している。 場内整備 埋立整地作業は年5～6回重機を借り上げて行なう。除草作業については管理人が行う。 水質検査 一般項目 月2回（分析センター） 重金属等 年2回（分析センター） ダイオキシン類 年1回（業者委託） 【処分場の受入残余年数(予測)】 約6年 【処分場整備計画】 なし	【所在地】 丹原町大字鞍瀬辛566 【形 態】 管理型 【搬入物】 一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、ブロック等 【面 積】 9,257㎡（埋立面積 4,600㎡） 【容 量】 16,000㎡（残容量 約13,000㎡） （13年度埋立量・・・250t） 【年間受入量】一家庭 年間2 t 車3台まで 【搬入日】 木、日曜日 【事務手順】 保健福祉課で許可書を受け、処分場へ搬入する。 搬入される廃棄物を管理人が検査し、投棄させる。 計量後処分場で料金を徴収。 【管理形態】 管理 個人と委託契約。（木・日、午前8時30～午後5時） 浸出水の処理施設の運転管理を業者に委託している。 水質検査(適宜) 一般項目 月1回（分析センター） 重金属等 年1回（業者委託） ダイオキシン類 年1回（業者委託） 【処分場の受入残余年数(予測)】 約25年 【処分場整備計画】 なし	【所在地】 小松町新屋敷乙26 【形 態】 安定型 【搬入物】 一般家庭から排出される瓦、コンクリート破片、壁土、ブロック等 【面 積】 8,251㎡（埋立面積 8,251㎡） 【容 量】 22,269㎡（残容量・・・3,887㎡） （13年度埋立量・・・500t） 【年間受入量】一家庭 年間6 t まで 【搬入日】 水、日曜日 【事務手順】 住民環境課窓口にて申請、搬入許可証交付。 搬入された廃棄物は管理人が検査して投棄させる。 搬入量を管理人が確認し納付金額を示し、それを担当課へ持参し納付書作成後出納室へ納付。 【管理形態】 管理 個人と委託契約。（水・日、午前8時30～午後5時） 場内整備 年に数回場内整地。 また除草作業については適宜実施。 水質検査(年1回実施) 一般項目 年2回（分析センター） 重金属等 年1回（業者委託） ダイオキシン類 年1回（業者委託） 【処分場の受入残余年数(予測)】 約6年 【処分場整備計画】 管理型最終処分場の新設を目指し愛媛県と協議を重ねたが認められず、県の指導も有り延命対策を実施中。10％未満の軽微な増量を計画中。	最終処分場の管理運営形態が異なる。 管理型 （東予市・丹原町） 安定型 （西条市・小松町） 処分場の搬入可能範囲が市、町ごとに限定されている。 受入残余年数が短いのは、西条市、東予市、小松町。	最終処分場の管理運営については管理型、安定型ごとに合併時に調整する。 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。	最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。	

先 例 地 の 事 例

〔周南市〕

環境衛生、環境保全事業

（１）し尿収集

徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。

（２）ごみ収集

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

（３）指定ごみ袋

新市に移行後、速やかに調整する。

〔西東京市〕

	事務事業名	調整方針
生活環境関係	ごみゼロキャンペーン(運動)市内一斉清掃事業に関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。
	ごみ・資源物収集に関する事	当面、現行の内容を継続して実施する。ただし、収集区域、収集日、分別方法等については、新市に移行後基本方針を定める。
	廃棄物減量等推進員(ごみ集積所協力員)に関する事	当面、現行の内容を継続して実施するが、新市において、速やかに新たなシステムを検討する。
	衛生協力会に関する事	当面、現行の内容を継続して実施するが、新市において、速やかに新たなシステムを検討する。
	リサイクルショップに関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。
	リサイクルフェアに関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。
	集団回収に関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。
	廃油回収に関する事	合併後も現行の内容を統一して実施する。

〔静岡市・清水市合併協議会〕

清掃事業の取扱い

市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において再編する。

（１）ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法等を新市において再編する。

（２）し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。

なお、収集料金については、合併後速やかに、統一に向け調整するものとする。

〔南アルプス市〕

廃棄物・し尿処理の取扱い

廃棄物・し尿処理の取扱いについては、当面現行のまま移行することとし、廃棄物処理については、合併後新市において、可能な限り速やかに一本化及び施設整備等についての検討を進める。また、住民参加を図る中で、新市の一般廃棄物処理計画を策定し、適切な収集業務を行う。

〔東かがわ市〕

保健衛生関係事業の取扱い

（１）（２）（３）（４）省略

（５）可燃ごみの処理については、現行のとおりとする。

（６）不燃ごみの処理については、次のとおり調整する。収集方法は、業者委託とし、収集場所については、ステーション収集及び持ち込みとする。収集頻度については、毎月２回とし、処理方法は、香川県東部清掃施設組合へ搬入し、手数料は、無料とする。ただし、持ち込みについては、有料とする。

（７）粗大ごみの処理については、合併時に次のとおり統一する。収集方法は、原則として持ち込みとし、個別収集も実施する。収集場所については、指定の場所とし、収集頻度は、随時とする。個別収集については、希望する世帯において１世帯１年に１回実施する。収集制限は、１回 200 kg以内とする。

（８）資源化ごみの処理については、合併時に次のとおり統一する。収集方法は、業者委託とし、収集場所については、ステーション収集及び持ち込みとする。収集頻度については、毎月２回とし、処理方法は、業者委託により再生し、手数料は無料とする。ただし、持ち込みについては、有料とする。

（９）ごみを収集しない日については、引田町の例により香川県東部清掃施設組合の受入日を考慮のうえ調整し、合併時に統一する。

（１０）収集しないごみについては、引田町の例により調整し、合併時に統一する。

（１１）以下省略

〔南宇和合併協議会〕

環境業務については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

（１）公営墓地については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

（２）環境衛生業務・ごみの不法投棄防止及び回収事業については、新たに制度を設けるものとする。

（３）道路・河川等清掃活動・公共河川水等水質検査については、新町に移行後、速やかに調整するものとする。

〔員弁地区町合併協議会〕

環境対策事業

１ ごみの資源化については、当面現行どおりとするが、統一に向けて調整する。

２ ごみの収集については、当面現行の収集体制を維持し、統一に向けて調整する。

３ 生ごみ処理機購入費補助については、コンポストは員弁町、電気式生ごみ処理機は藤原町の制度に統一する。

４ 不法投棄廃棄物回収補助事業について、現行の事業は存続とする。

５ 一般廃棄物集積場整備事業助成については、制度を廃止し新市において整備する。維持管理については、現行のとおりとする。

６ 環境審議会については、新市において新たに組織す

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い		細 項 目	広報広聴関係		
事 務 事 業 名	広報・広聴事業		専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会・電算分科会
調 整 方 針	1 広報紙の発行については、現行のとおり的手法で新市において発行する。 2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。 3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。 4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。 5 市勢要覧については、新市において作成する。 6 広聴事業については、合併時に調整する。 7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。 8 CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 広報紙 市広報の発行（市報さいじょう） ・目的 行政に関する諸般の事項を市民に広く周知し、その執行に理解と協力をうることにより、円滑な市政を推進する。 ・発 行 日 毎月1日 ・発行部数 22,500部 ・発行回数 毎月1回	1 広報紙 市広報の発行（広報とうよ） ・目的 行政情報を提供することにより、市民に市政への理解を深めてもらう。 ・発 行 日 毎月1日 ・発行部数 12,600部 ・発行回数 毎月1回	1 広報紙 町広報の発行（広報たんばら） ・目的 行政に関する諸般の事項を町民に広く周知し、その執行に理解と協力をうることにより、円滑な町政を推進する。 ・発 行 日 毎月1日 ・発行部数 4,500部 ・発行回数 毎月1回	1 広報紙 町広報の発行（広報こまつ） ・目的 町行政全般に関する事項を毎月定期的に住民へ周知し、町政への理解と協力をいただくことにより、より円滑な町政運営を推進する。 ・発 行 日 毎月1日 ・発行部数 3,650部 ・発行回数 毎月1回		広報紙の発行については、現行のとおり的手法で新市において発行する。	
2 広報ビデオの制作 ・目的 重要施策、主要行事等をビデオにより広く市民に紹介するとともに記録保存する。 ・制作数 年間7～8本	2 広報ビデオの制作 該当なし	2 広報ビデオの制作 該当なし	2 広報ビデオの制作 該当なし	西条市のみが広報ビデオを作成している。	広報ビデオについては西条市の例により新市移行後速やかに調整する。	
3 市民カレンダー 該当なし	3 市民カレンダー ・目的 市関係行事を掲載し、市民の利便性を図る。 ・発行部数 12,600部（A3版 1枚 1色） ・発行回数 毎月1回 市報と同時発行	3 市民カレンダー 該当なし	3 市民カレンダー 該当なし	東予市のみが市民カレンダーを作成している。	市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。	
4 ホームページ ・目的 毎月の広報紙掲載、観光情報、図書館の蔵書検索、施設情報、市からのお知らせ、スポーツ・イベント情報、企業誘致情報等を掲載することにより、市のPRを行い、街の活性化を図るとともに、市民生活の利便性を向上させることを目的とする。 ・開設時期 平成9年11月から本格運用 平成14年5月リニューアル	4 ホームページ ・目的 毎月の広報掲載、観光情報、施設情報、暮らしの便利帳、市からのお知らせを随時掲載、WEB市長等を掲載することにより、市のPRを行い、まちの活性化を図るとともに、市民等の利便性を向上させることを目的とする。 ・開設時期 平成8年4月から本格運用 平成14年3月リニューアル	4 ホームページ ・目的 町の概要、観光情報、施設情報、暮らしの便利帳、各種行事、イベント等のお知らせ、毎月の広報掲載を行い、グラウンド、テニスコートなどの仮予約、予約状況の閲覧、電子掲示板を利用した自由な意見交換、行政への問い合わせと回答などをインターネット上で行えるようにする。 ・開設時期 平成13年6月から本格運用	4 ホームページ ・目的 町の広報紙の内容や観光情報、また町の動きなどをホームページなどで随時更新することにより、町のPRを図る。また、インターネットを活用し、メールなどで町への要望や意見をより広い範囲から受けることにより、町政へ反映させる。 ・開設時期 平成12年4月1日から本格運用		合併時に新市のホームページを作成する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い			細 項 目	広報広聴関係		
事 務 事 業 名	広報・広聴事業			専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会・電算分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
5 市勢要覧 ・内容 本編及び資料編 ・発行(直近) 5年に1回（平成13年3月） ・サイズ A4版 ・ページ数 48ページ ・作成部数 3,000部 ・配付方法 課長級職員に1部ずつ配付。 希望者に無料配付。行政視察時に活用。 * 西条市のホームページに登載し発信。	5 市勢要覧 ・内容 本編及び資料編 ・発行(直近) 5年に1回（平成14年10月） ・サイズ A4版 ・ページ数 40ページ ・作成部数 16,000部 ・配付方法 市内全世帯へ全戸配付。（約11,300部） 職員には、1部配付。希望者には、無料配付。	5 町勢要覧 ・内容 本編及び資料編 ・発行(直近) 10年に1回（平成8年2月） ・サイズ A4版 ・ページ数 35ページ ・作成部数 6,000部(H14年3月に1,000部増刷) ・配付方法 全戸に配付。希望者に随時配付。	5 町勢要覧 ・内容 本編及び資料編 ・発行 不定 ・サイズ A4版 ・ページ数 38ページ ・作成部数 500部（後は随時印刷） ・配付方法 全職員に1部ずつ配付。 窓口にて希望者に、無料で配付。		市町勢要覧については、公開や周知方法に差異がある。	市勢要覧については、新市において作成する。	
6 広聴事業 ・意見箱：市内23箇所に設置 ・意見書：市報刷り込み（8・2月） ・窓口相談：執務中毎日 ・Eメール ・地域懇談会：毎年1回各校区毎に随時開催 ・西条市市政モニター：市民30名原則公募 ・西条市環境指導員：市民20名通報制度 ・出張市民相談：毎月2回各地区公民館に出向く	6 広聴事業 ・意見書（提言はがき） 市役所及び公民館等市の施設に設置。出された意見提言に関しては、原則として、全て市長名で回答する。 ・窓口相談 執務中毎日 ・Eメール ・市政報告会 毎年1回各地区（小学校区）毎に開催。（平成14年度のみ各自治会毎に開催） 市政について、市長が報告するとともに、参加者からの意見提言を聞く。 ・ネットワーク21とうよ 各種団体役員30名で構成。構成員は、市長が委嘱市の重要課題について、テーマを定め、意見交換をフリートーク方式で行う。年6回開催。 ・21世紀とうよまちづくりトーク・市長と語ろう 企業関係者又は中学生の団体と意見交換。団体からの申込により、開催する。団体と市でテーマを定め、まちづくりについて市長とフリートーク方式で行う。随時開催。	6 広聴事業 ・意見箱：庁舎1階玄関口に設置 ・窓口相談：執務中毎日 ・Eメール ・地域懇談会：毎年一回(7月)に旧町村単位(5地区)で開催	6 広聴事業 ・窓口相談：執務中毎日 ・Eメールの受付と回答：受付は24時間。受け付けたメールを各担当へ転送し、担当者から直接返信を行う。 ・町政懇談会：各自治会単位に集会所などで実施した。次回開催は未定		Eメールや地域での懇談会等の共通した事業から、公募によるモニター制度や、企業や中学生を対象を絞ったまちづくりトーク制度等の独自制度まで、それぞれの手法により取り組まれている。	広聴事業については、合併時に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い			細 項 目	広報広聴関係		
事 務 事 業 名	広報・広聴事業			専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会・電算分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
7 まちづくり住民講座「出前講座」 該当なし	7 まちづくり住民講座「出前講座」 該当なし	7 まちづくり住民講座「出前講座」 [目的] 住民の町政に関する理解を深め、意識啓発を図り、住民と行政の協働を目指す。 [内容] 住民の申込により、講座内容の担当職員が地域に出向き、行政システムなどの説明をした上で、講座内容に関する意見交換などを行う。単に要望や苦情を聞く場ではない。 [申込み及び決定] 行政課題別に設定しているメニューの中から希望テーマを選び、希望する日の14日前までに申し込む。担当職員と協議し、その決定（否決）について通知する。 [その他] 参加者への連絡、会場の準備等は、全て申込者において行う。職員派遣に対する費用及び資料代等は無料。	7 まちづくり住民講座「出前講座」 該当なし		丹原町のための制度である。 苦情窓口となる可能性がある。 窓口を限定するのが良いか、あるいは制度を浸透させ直接の所管課に対応させるのが良いか、検討の余地がある。	丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（広報広聴関係）の取扱い			細 項 目	広報広聴関係		
事 務 事 業 名	広報・広聴事業			専 門 部 会 名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会・電算分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具 体 的 な 調 整 内 容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
8 CATV（ケーブルテレビ） [事業の目的] 地域の情報インフラを整備することにより、市域全体の情報化を推進する。また、行政としては、市民生活に密着したコンテンツを作成し情報発信することにより、市民サービスの向上を図る。 [業務内容] ・CATVの運営団体及び経営形態 運営団体 ㈱ハートネットワーク 経営形態 第三セクター（四国アセチレン工業(株)、大橋物産(株)、新居浜市、西条市等） 代表者 代表取締役 大橋弘明 資本金 495,500千円 内新居浜市 10,000千円 西条市 500千円 ・テレトピア計画の策定状況 関係省庁等 ・総務省四国総合通信局情報通信振興課 ・愛媛県情報政策課 西条市における進行状況 平成15年3月31日、テレトピア構想モデル地域に指定 ・西条市におけるCATV網の整備予定 平成14年度に新居浜市に隣接する飯岡地区から整備を開始し、平成22年度までに平坦部全域を整備する予定。		8 CATV（ケーブルテレビ） 該当なし	8 CATV（ケーブルテレビ） 該当なし	8 CATV（ケーブルテレビ） 該当なし	西条市のみが民間企業に資本参加している。 合併後においては区域が拡大されるため「テレトピア計画」を変更する必要がある。 区域拡大については運営団体と条件などについて協議が必要になる。	CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。	
テレトピア構想（総務省情報通信政策局） ・目的 ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信メディアを活用して、地域の情報化を促進し、地域社会の活性化を図る。 ・支援措置 テレトピア指定地域内におけるケーブルテレビ、インターネット等を活用した情報通信システムの構築を行うテレトピア推進法人（テレトピア計画を推進していくための法人）に対し、次の支援を行う。 日本政策投資銀行等からの無利子融資及び低利融資 日本政策投資銀行等からの財政投融資							

先 例 地 の 事 例

〔南宇和合併協議会〕

広報関係については、広報誌は合併時に統合し毎月１回発行を原則とし、引き続き情報の提供に努めるものとする。その他については、新町において調整する。

その他の広聴関係については、合併後に調整する。

〔さぬき市〕

(1) 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。

(2) 新市においてホームページを開設する。

(3) 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は新市において実施する。

(4) 略

(5) 略

〔東かがわ市〕

広報紙については、毎月発行とする。

その他の広報広聴関係事業については、新町において調整する。

〔宇城西部五町合併協議会〕

１．広報誌については、月２回発行する。

２．市勢要覧については、新市において新たに作成するものとする。

３．略

〔西彼北部地域合併協議会〕

広報紙は原則として毎月１回発行することとし、内容や配布方法については合併後に調整する。

その他の広報については、合併後に調整する。

広聴関係については、合併後に調整する。

〔対馬６町合併協議会〕

広報関係については、広報紙(誌)は毎月１回発行を原則とし、他については、新町(市)において調整する。

広聴関係については、合併後に調整する。

〔あさぎり町〕

広報関係については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 広報誌については、月１回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。

(2) 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。

(3) 略